

議事日程（第2号）

平成23年6月24日（金）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋道弘君	2番 高橋真一郎君	3番 鳴原利光君
4番 高橋道也君	5番 菅野清一君	6番 齋藤博美君
7番 昆久美子君	8番 菅野意美子君	9番 新関善三君
10番 黒沢敏雄君	11番 三浦浩一君	12番 五十嵐謙吉君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 高野善兵衛君
16番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議を進める前に申し上げます。

本日も気温が上がってきておりますので、上着を脱がれる方は、脱いで結構です。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において1番議員 高橋道弘君、2番議員 高橋真一郎君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は、答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようにお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

3番議員 鳴原利光君の登壇を求めます。鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 皆さんおはようございます。3番 鳴原であります。通告書の質問に入る前に、この度の東日本大震災により亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。また、原発事故で計画的避難区域に指定されて、避難生活をされております山木屋地区の皆さんが、一日も早くふるさと山木屋に戻れるよう願っております。それでは、先の通告書に従って、大きい数字1点について質問をいたします。

1998年、議員立法で成立した被災者生活再建支援法、成立時は住宅の建設や補修費用には使えなかった。当時の政府が、個人の財産形成には公費は出せないという姿勢を崩さなかったためであります。2004年の改正で最高支給額300万円になったものの、用途の制限、年齢、収入要綱は残ったままであります。現在の支給内容になったのは2007年、全国各地で発生した地震や風水害の被災者の切実な声を受け、ようやく住宅の建設や補修に支援金を使えるようになりました。この度の東日本大震災で、本町でも過去にないほどの住宅の全壊、半壊、一部破損が発生いたしました。残念ながら現在の被災者生活再建支援法では、支援を受けられない。住宅等の修繕工事費用の一部を町で助成することによって、被災者の経済的負担軽減を図るとともに、地域経済活性化にもつながらないか。以上、町当局の考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆さんおはようございます。今日から一般質問となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、3番 鳴原利光議員の質問に答弁をいたします。

被災者生活再建支援法の支援対象とならない被災住宅の復旧工事について、経費の一部を助成してはどうかについてのご質問でございますが、ご承知のように東日本大震災により福島県全域で被災者生活再建支援法が適用され、住宅の全壊や大規模半壊状態の被害があった世帯の方々には、生活の再建を目的とした支援金が支給されることとなります。当町においては幸いにして人的被害はなかったものの、住宅などにおいて多くの被害が生じており、6月22日現在、住宅等にかかる被害認定調査に基づく罹災証明の発行状況を申し上げますと、全壊35棟、大規模半壊1棟、半壊26棟、一部損壊468棟となっております。住宅の被害程度が全壊家屋及び大規模半壊家屋と判定された場合、被災者生活再建支援制度に基づき、基礎支援金と住宅の再建方法などにより加算される加算支援金を合わせ75万円から300万円が支給されることとなります。この制度により当町においても、全壊判定を受けた住居26棟、大規模半壊1棟、合わせて27棟の方々には本制度を活用し、生活再建への足がかりとされており、町では全壊、大規模半壊、半壊と判定された世帯の方々に被災見舞金を支給いたしたところでございます。また、町では住宅被害とは別に町単独の宅地関連災害復旧事業費補助金交付要綱により、被災された住宅敷地の復旧工事に対する補助を行うなど、復旧工事を講じているところでもございます。議員ご質問のように、今回の震災により被災者生活再建支援制度の支援対象とならない一部損壊家屋が、現状では大多数となっておりますが、その被害状況も一律ではございませんので、町といたしましては、住宅の被害状況を踏まえ、現在の宅地関連災害復旧事業費補助金制度の活用も含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 再質問に入る前に、今度の大震災以来、災害対策本部の町長はじめ職員の皆さんの対応大変ご苦労さまでございます。それでは再質問をさせていただきます。

ただいま町長の方から被害状況は報告されました。その中で一部損壊の住宅がかなりあると。その中には軽いもの、重いものいろいろあるようですので、その判定はなかなか難しいんじゃないかというような話でございます。私もそれは当然かと思いますが、生活再建支援法の中でも、この一番この点が一番大変なわけですね。ましてや普通の災害と違って、福島県以北の方はかなりの地震でやられておるのが現状でございます。過去にも阪神淡路、新潟中越地震等あったわけですが、町にもいろいろ調査はしておるとは思いますが、本来であれば再建支援法の中で、これだけの被害が出ているのだから、県、国が率先して、やはり一部損壊の建物にも支援するんだというような気持ちであればいいんですが、残念ながら皆さんご存じのように、福島県は地震あり、津波あり、とんでもないお荷物まできている原発事故となっております。それでですね町ではいろいろ被害状況は調査していると思うんですが、特に今回のひどいのは瓦屋根ですね。本町、この議場から見ても、かなりこれブルーシートかかっておりますので、この状況を見て、町でどのくらいの基準まで

は町独自で支援したいなというような気持ちにはならなかったかなんだか、その辺ひとつ当局の考えをお伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁を申し上げます。

議員ご質問にございましたように、今回、先ほど町長が答弁申し上げましたように、全壊から一部損壊まで合わせて530棟ほど被害を被っております。これは異常な数字でございます。今回の災害の大きさを物語っていると私も認識しております。ただその中で、一部損壊も議員からお話ありましたように、瓦屋根の崩落が主に大きな割合を占めている状況でもございます。これらの住宅に関して、町ではどのような支援を講じて、適切な再建に向けて支援できるのかということで、この間は協議をしてきた経過はございますが、それを何もしないという考えではございません。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 協議するのは何回協議しても結構ですが、一番今、困っているのは被災された町民でございます。それで、私もこの制度のほかにも町単独で何かないのかなと思っていろいろ歴史など調べました。先ほど町長からも言われたとおり、川俣町宅地関連災害復旧事業費補助金交付要綱というのがあります。これをずうっと見ますと、これちょっと住宅にも該当するのかなと思ったんですが、正確には該当しないんですね。その確認の意味でも、町民の災害対策本部の号外にも住宅などの建物には、町の補助は受け入れないというようなチラシも出てますので、これは該当しないなというようなことで質問したわけでございます。それでですね、これからまた協議するということなんですが、この度の大震災、まあこれまれに見る千年に一回ということなんですが、私らも生きているうちには、こういう災害には遭いたくないとは思っているんですが、やはり福島県で4万棟の建物が屋根が損壊しているという、これには3年かかるということ。確かに今、瓦職人は少ない、瓦も少ない、屋根の修理もできないというような状況ですが、着々と工事しているところは工事しているんですね。そしてまた、お年寄りの方なんては本当にですね屋根壊れても屋根にブルーシートかけて砂袋上げているような状況でもございます。それで町としてもこれから協議するということなので、一言あの隣接町村の支援状況について私ちょっと調べてまいりましたので、当局の方にちょっと考えていただきたいなと思っております。まず、二本松市は4月の初旬に独自で住宅の修繕工事費を助成しているんですね。これは先程来私が言っている被災者生活再建支援法の支援を受けていない方のためにやるわけですね。一部損壊とか、そういうやつです。これには限度額が20万円ということで、修繕費用の10%を現在、実施しております。二本松市に問い合わせしたら、5月末までには約100件弱の申込みがあったと。大変助かっていると。そういう事例もあります。また、飯舘村も全村計画避難されながらもですね、やはり飯舘村でも助成はしているということでもあります。また、桑折町でも今、6月議会で議案提案されまして、やはり町独自で被災住宅修

繕工事費助成交付金事業を3,141万円ほど計上しています。どんどん災害というものは、やはり腕の見せどころなんですね、これね、自治体の。どこの自治体も大変ですよ、今、財政的にはね。ただ、災害のときこそ、よし町民のため、住民のためにやるんだという、そういう決意を見せなくちゃならないと思いますが、もう一度当局の考えをお伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁申し上げます。ただいま議員の方から、他自治体のそういった住宅への災害復旧にかかる補助金の制度につきましても、私どもにおきましても、他自治体の状況を確認してございます。二本松市さんにつきましては、ご質問のように、そのような補助を交付してございます。ただ、川俣町が独自に実施している宅地関連の補助はないというまちまちなこともございますけども、先ほど町長がご質問の中で答弁申し上げましたように、これらの状況を踏まえる中で、現在、町が行ってございます宅地関連災害復旧事業補助金の制度も活用する中で、その支援に対して前向きに検討していきたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 今、総務課長の方から生活再建支援法の中じゃなくて、町の方の宅地関連災害復旧事業費の中で対応していくということなんですけど、支援していただければ、どっちからでもこれは同じでございしますが、ひとつ町の宅地関連災害事業、このままではこれ住宅には支援されないんですよ。まず、これを改正して、早くやるなら早急にやっていただきたい。もう一度当局の答弁を求めます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 3番 鳴原利光議員の質問に答弁をいたします。

町単独の住宅についての支援でありますけれども、町の方でも災害に対しては、町独自のいろんな制度を設けております。それぞれの市町村でも独自にやっているんでありますが、川俣町でも先ほど申し上げました宅地なり農地も含めた広範囲なことをやっております。今回、ご質問ありますように、地震による瓦ということについての特出した例ということでの特段のことだと伺っておりますし、また、現実的にそのような被害が発生することも我々も確認してきたところでございます。ご質問の趣旨を生かしながら、この制度の中の改正も含めて検討して、具体的にその対応について取り組んでいくことについては、また、改めて議会の方に相談する考えでありますけれども、もう少し時間をいただいて後ほど対応について具体化についての話に計画を立てさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 町長の力強いこれから支援制度をするのだというような言葉をいただきまして、私も心強く思っております。被災された町民の方々も、さぞこの町長の話を聞いたら喜ぶのではないかと私も思っております。私は1点だけですの

で、1時間という持ち時間ありますけども、この1点だけでございます。

最後に、町長、この前、南相馬の桜井市長、ある避難所に行ったら、市長、あのときの市長が悪かったと言われるなよと、だいぶ避難民に言われたそうであります。まあ川俣町の町長は、あのときは良かったと言われるように、これからでも遅くありませんから実現されますことを願って私の質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、1番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 1番 高橋道弘であります。質問に先立ちまして、東日本大震災でお亡くなりになりました方々、また、被災された方々に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げるものであります。

さて、3月11日に発生をいたしました東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故は、我が国の社会経済に大きな打撃を与え、とりわけ、原発事故は地域社会の崩壊のみならず、国家の存亡にかかわる深刻な問題であります。3月11日以降、川俣町の住民は放射線による健康被害におびえながら、震災の復旧に当たるとともに、原発立地町村等から避難する人々を支援してまいりました。そのさなか、政府、東京電力は、大量の放射性物質が拡散していることを隠ぺいし、福島県もまた、放射線物質の拡散予測データを市町村に伝達しないなど、何1つ私たち住民には正確な情報を知らされないまま大量被ばくしたのが事実であります。この原発事故がいかに深刻であり、重大な問題であるが我が川俣町議会は、事故直後から事の重大性、深刻性を認識し、川俣町全体の避難計画の策定をはじめ、佐藤喜三郎議長名で町長に要請をしたところではありますが、3か月を経過した今日においても、これらの要請事項の多くが措置されていなかったり、あるいは不十分な対応のまま放置されていることは誠に遺憾であります。原発の収束にめどが立たず、セシウムに汚染された土壌の放射線量が低減されない現状においては、10年単位における期間、私たちは一定線量の被曝を覚悟しなければなりません。このような状況において大切なことは、第1に、正確で詳細な科学的データを把握することです。第2には、その把握したデータを徹底して住民の皆様へ公開をすることです。そして第3に、リスク危険からの回避を図ることです。この3つの原則を徹底することなしに、100ミリシーベルト以下の被曝における医学的なデータがない現状においては、リスクの回避は個人の決定に任せるしかありません。一人ひとりの町民、住民が判断する正確な情報を提供することこそ、町当局の責任であります。また、リスク要因を解消することも当局の責任であります。よって、以下の対策について、町当局の方針について伺います。

1つ、放射性物質の汚染マップを作れ。

(1)、町内全域で土壌、井戸水、ため池、河川の放射性物質による汚染状況を調査し、対策を講ずる考えはないか。

(2)、山林を含め、全町内の空間放射線量を調査し、公表する考えはないか。

(3)、各家庭に放射線量測定器を貸し出し、住民の不安解消に努める考えはないか。

大きく2つ目、通学路、公園などの放射性物質の除去対策は講ずるのか。

次に3つ目、義援金の配分方法と配分時期について伺います。町当局の資料によれば、川俣町にこの間寄せられました義援金、災害見舞金は、216件、1億4,751万4,470円と6月9日現在になっているというふうにお聞きしておりますが、以下3点についてお伺いをいたします。

(1)、義援金の配分方法と配分時期でございますが、川俣町に寄せられた義援金の取扱いは、どうなっているのか。

(2)、配分方法は、どのようになるのか。

(3)、配分の時期はいつかということであります。

最後に、地震によりまして井戸水の枯渇、濁りなどにより、新たにボーリングをせざるを得ない方々が多くいらっしゃいますが、これら対策として新たに補助金制度を創設して、生活に欠かせない飲料水の確保をする考えはないのかどうかお伺いをして質問いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

大きな1つ目、放射性物質の汚染マップを作れ。の第1点目、町内全域で、土壌、井戸水、ため池、河川の放射性物質による汚染状況を調査し、対策を講ずる考えはないのかについてのご質問でございますが、まず、土壌調査につきましては、現在まずはやったところについて申し上げますが、4月6日に、小網木地区の水田を行いまして、また、山木屋地区の畑、4月12日には、山木屋地区の水田、鶴沢地区の水田、小島地区の水田、秋山地区の水田、また、4月22日には、山木屋地区の畑等をやってきたところでございます。また、6月4日から6日にかけて、文部科学省の放射線量等の分布マップの作成に向けた空間線量率の測定、土壌調査事業で、町内の36地点において、2キロメートルメッシュで土壌調査を実施しており、8月に公表される予定となっております。井戸水につきましては、計画的避難区域である山木屋地区の郵便局や駐在所、山木屋小学校等で調査を行った結果、放射性物質は検出をされておられません。河川につきましては、環境省が被災地の公共用水域において、緊急的に有害物質等の水質モニタリング調査を実施しておりますが、5月26日、広瀬川の館ノ腰橋上流で採取した河川水からは放射性物質は検出されませんでした。川底からはヨウ素、そしてセシウムが検出されております。また、ため池につきましては、現在のところ調査を行っておりません。今後におきましては、国、県に対しまして、環境放射能測定の強化について改めて要望いたしますとともに、先日、震災復興アドバイザーを委嘱いたしました近畿大学等との連携により、モニタリングを進めながら、県が7月中にも示すとされている側溝の汚泥処理法や除草の指針に基づき、放射線量が高い場所の除染に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第2点目、山林を含め全町内の空間放射線量を調査し、公表する考えはないのかについてのご質問でございますが、山林につきましては、今後、林野庁によ

る汚染状況の調査について行われる予定であり、放射線量等の基準につきましても示される予定と聞いております。国の第2次補正予算の中に計上されていると伺っておりますので、それが通れば、今度は全県的に山林の調査についてもされるものと思っております。また、県においては、各機関や市町村が独自に実施している放射線モニタリングデータの取りまとめや、国の原子力対策本部の環境モニタリング強化計画においても放射線量分布マップ等を作成し、公表していくこととなっておりますので、これらの内容等を踏まえながら、具体的に今後、対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の各家庭に放射線測定器を貸し出しし、住民の不安解消に努める考えはないのかについてのご質問でございますが、本町におきましては、町が独自に3月下旬から測定を行っておりますが、4月5日からは毎日、山木屋水境、小網木公民館、大網木公民館等山木屋地区から福田地区まで全町的に町内25か所の環境放射線量モニタリング調査を行い、測定結果を毎週金曜日発行の災害対策本部からのお知らせをはじめ、毎日、町ホームページ及び携帯サイトにも掲載しているところでございます。また、ピンポイント測定といたしまして、多くの人が集まる道の駅や町体育館、農村広場等19か所の環境放射線量モニタリング調査を行っているところでございます。放射線測定器を貸し出しすることにつきましては、測定器を各家庭、自治会、行政区等などの単位で貸し出しすべきかの貸し出し方法や高い放射線量が計測された場合の対処方法について整理をし、これは前向きに測定器を貸し出すことを現在、検討しているところでございます。また、今後につきましても、町内25か所の環境放射線量モニタリング調査を継続するとともに、19か所の測定ポイントを更に増やすなど臨機応変な対応を図り、住民の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、大きな第2点目、通学路、公園等の放射線物質の除去対策についての通学路、公園等の放射線物質の除去対策は講じるのかについてのご質問でございますが、福島県佐藤知事は、6月19日に菅総理大臣と会談し、この中で、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、子どもたちの被ばくを少なくする対策として、国の責任で県内の通学路や公園の放射線量を減らす除染などを行うよう要請したところでございます。これに対し、菅総理大臣は最優先で取り組むと述べ、今年度の第2次補正予算案に必要な経費を盛り込む考えを示したところでございます。このことを踏まえ、本町といたしましては、通学路の側溝の汚泥や公園等で刈り取った草の処分方法も含め県と協議し、放射線量を減らす除染などを行い、子どもの健康を守るとともに、保護者の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、3番目の川俣町に寄せられた義援金の取り扱い、配分方法と配分時期についてのご質問でございますが、3月11日の東日本大震災発生から町内はもとより、全国各地の皆様から川俣町の災害復興や被災者支援に役立てていただきたいとの意思により、寄附をお寄せいただいております寄附をいただきました中には、震災において、計画的避難区域となった事業所からの寄附をはじめ、地場産業の復興支援

とした寄附、ふるさと川俣町への復興対策、被災された方々への生活支援などを目的に、様々な団体や個人の方々から多くの寄附をお寄せいただいておりますことに心から感謝を申し上げる次第であります。災害対策寄附金の年度別の内訳といたしましては、平成22年度が40件寄せられ、2,270万4,710円でございます。平成23年度に入り6月9日までにお寄せいただきました災害対策寄附金は、件数で176件、金額で1億2,488万9,760円となっております。これら川俣町に寄せられました災害対策寄附金は、平成22年採納分と平成23年度6月9日までの採納分合わせて件数で216件、合計金額は1億4,759万4,470円となっております。寄附の目的別内訳を申し上げますと、町が行う災害対策・復興支援としてお寄せいただいた災害対策寄附金が200件、9,118万1,512円、被災者の方々への生活支援にお役立ていただきたいとした義援金が、16件、5,641万2,958円採納させていただいております。

次に、義援金の配分方法及び時期についてでございますが、川俣町に寄せられました義援金につきましては、東京電力福島第一原子力発電所事故により計画的避難区域として指示され、避難を余儀なくされている山木屋地区の皆様方への生活支援とさせていただくことで、本議会に提出いたしております一般会計補正予算（第3号）におきまして、お1人につき5万円、総額6,260万円の被災者見舞金を計上させていただいております。見舞金の支給につきましては、補正予算成立後、先の国、県からの義援金の支払口座の登録がありますので、世帯主に世帯の人数分をまとめて、口座振込みにより速やかに支給をさせていただく考えであります。

次に、4番目の地震による井戸水の被害に対する補助制度の創設についてのご質問でございますが、震災後、井戸水が枯れるなどの被害の報告が数件ございました。生活再建支援制度においては、建物の被害程度を認定するものでありますことから、井戸の損傷は対象とならず、利用できないという状況でございます。また、町単独の宅地関連災害復旧事業費補助金においても、井戸水被害にかかる助成は適用していない現状でございます。町といたしましては、今回のように強い揺れが長く続いた地震との影響なども考慮のうえ、その被害状況を踏まえた対応、対策について、現在の宅地関連災害復旧事業費補助金制度の活用も含め、検討してまいりたい考えでございますので、ご理解をお願いいたします。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） まずですねマップの話ですけども、今、町長答弁なさった中身については、私も承知はしているんでありますが、国のやることというのはね文部科学省は文部科学省、農林省は農林省で林野庁は林野庁ということで、全部てんでばらばらに公表になるわけですよ。そうすると、町民の皆さんは、それぞれ新聞報道なり何なりしたものを、聞きかじってまとめて作らないとだめなわけですね。町当局そのものだって、実際は困っていると思うんです。林野庁は林野庁です、農林省です、文科省です、環境省です。そういう中で住民に正確な正しい情報が伝わるというふうには、私は思えないんですね。したがって、相馬市みたいに、相馬市は

1キロメッシュでね1キロ平方メートルメッシュでやるということで既に始まっていますよね。ですから国でやることは国でやって、データもらうことはかまわないんでありますが、町としてやっぱり町民の皆さんに1キロメートルメッシュなら1キロメートルのメッシュにして、土壌、あるいは空間線量ね、それはきちっと出してやるべきだと。そういうものを基にしてそれぞれの個人の方々は、自分で判断するわけですから、その辺の町としてきちっと1キロメッシュでまとめようという考えはあるのかないのか、それをお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

あのメッシュについての考え方を申し上げましたが、ご質問のようにそれぞれの国の方は省庁でやっております、それぞれ発表されます。私は、川俣町全体値としてのメッシュを作っていくたい、そういう考えであります。データは国の方からもらうと、これ考えておりました。また、山林の方につきましても、国の方でもやる考えで、これ1キロか2キロかは別なんでありませけれども、特に川俣町は山林が約70%占めております。そういった意味でも、ことの町全体を考えれば、山林抜きにしては考えられない状況でもありますので、そういうのも含めて町全体の放射線量についてのマップを全部作りたいという考えでありますので、それぞれ国や県の事業ありますけれども、一昨日ですか、相馬市の方で発表されましたけども、そういうようなことで、町として全体の放射線量の状況の地図を作るというようなことで取り組んでいく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） それで、国はあくまでも2キロメッシュと言っているわけですよ。ですから、国の例えば旧川俣町1つ取ってみればですよ、2キロメッシュでやったら、せいぜい2点くらいしかないわけですよ。それでは住民の方々は、自分の住んでいる場所の安全性というのはどういう状況にあるのかということについては分からないわけですから、せつかく国でそうやるのであれば、そのときに地点を追加して、住民の皆様が納得できるように、安心できるように、町として1キロメッシュの地図を先に作って、国がやったものを後追いするのではなくて、町がこうしたいんだということを環境省なり農林省なり林野庁に示して、そして、みんなが満足できるようなデータというものをマップを作れるようにしていくのが、私は筋だと思っております。国がやったことを後追いするのではなくて、住民の生活、どこでだれがどんなことをして、どんな暮らしをしているのかというのは自治体が一番知っているわけですから、地図上で単に国が2キロメッシュだとかこうだからこうやりましたでは、実際の生活をしている我々の感覚とは違うので、町が国に逆に提案をするというふうな考え方で取り組むつもりはないんですかね。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） ご質問にありますように、2キロというとかかなりの広範囲であります。ですから、私は2キロでは広すぎて、全県的に見れば、それはかまわない

んですけど、町としてみれば、私もそれは広いと思います。それらは町の方で特に宅地等ですね、こういったことについては、もっと細かにやらないと、メッシュをマップ作ることは出てこないんじゃないかと思いますので、今、ご質問にありますように、町としてのメッシュの区切り方、この辺も十分検討したうえで、町に合った対応を基に、国の方にそれを要望する。また、それを当てはめるといようなことで取り組む考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 是非その土壌と山林等を含めた空間線量は、そうしていただきたいと思います。

次に、井戸水、ため池の話なんですけども、河川もそうなんですけど、特に井戸水は川俣町の水道の普及率というのは66.何パーセントくらいしかないわけですよ。ですから、3割強の方は井戸水、地下水に頼って毎日の生活をしているわけでありまして、それを山木屋1地点調査して、大丈夫だから大丈夫だという話には決してならないと思うんですね。で、3月15日の2回目の爆発以降ずっと3か月近く経過しているわけでありまして、そこにセシウムがどんどんと地下浸透していくわけでありまして、この間、何回も雨も降っていますし、あるいは浅井戸で使っている方もいるし、ボーリングをして使っている方もいるし、あるいは本当の伏流水というものをを使って暮らしている方も現に町民の方にはいらっしゃるわけですから、この井戸水については、是非全家庭のサンプルを取って調べていただいて安心していただくと。水道水だって簡易水道だって、そういうことでやっているわけですよ。ですから、井戸水だろうが水道水だろうが簡易水道だろうが、これは同じことですから、町民にとっては、是非全家庭の井戸水の調査をしてほしいとこういうふうにするんですが、それはできないんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、確かに議員おっしゃるとおりにセシウム等につきましては、現在は1センチとか2センチとか土壌に浸透という具合でありますけれども、例えば長雨が続きたり、例えば年数が経過したときにどうなるか、どこまでセシウムが地下の方に浸透していくかということは、まだ明確でない状況もございます、大変不安な材料とか不安な状況となっているのかと思います。井戸の形態も本当にいろんな形態があって、ただいま議員がおっしゃったようにボーリングの方もいれば、浅井戸の方とか伏流水の方、それぞれいろんな形態があるかと思いますが、まず、どういう形態があるかということの実態の把握などから先に進めながら、その中でどういうふうなところでどういうふうな検査の仕方ですか、井戸水の検査の仕方についてもどういうふうにしていったら良いかということで、そういった方針も固めながら、その水の検査体制については考えてまいりたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 別にそういうことは調査しなくていいと思うんですよ。水が安

全かどうかということを知りたいだけですから、安全でなかったら、そこは浅井戸だったのかボーリングだったのか伏流水だったのかというのは、後で検証すればいい話であって、今、毎日毎日飲んでご飯を作ったり、赤ん坊にミルクを作ったりしているその水が、安全かどうかということを知りたいだけですから、別に浅井戸なんぼあって、ボーリングの方はなんぼあって、伏流水何軒あるから、それじゃどういうふうに調査するかなどと考えている必要ないじゃないですか。水道水だっていろんな形態あるけど、全部検査するんでしょう。ですから、その発想がおかしいと思うんだよね。全家庭調査を1回しておけば、あと2年後、3年後と追跡調査をしていけば、今言ったことが証明されるのであって、今やっておかなかったら証明できないじゃないですか。今現在、汚染されているかどうかということが大切なわけですから、毎日暮らしているわけですから、是非調査をしてほしいと、これ住民の要望なんですけど、そういうピント外れではなくて、ピントを合わせて是非検討していただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 井戸水、飲む方は口から入ってくるやつでありますので、最初からこれは関心の的でありましたし、我々もそれについては最大の対応を取ってきたつもりであります。今も浄水器は置くんでありますけれども、今は川俣町の上水道、簡易水道からは、いわゆる放射性物質は出ておりませんことは議員もご承知でありますからふれないんだと思いますが、井戸水につきましても山木屋も数か所じゃなくてだいぶの箇所をやりました。町内もちょっと手もとに持ってこなかったんであります。何か所かやったんでありますけれども、ノーデータでありました。井戸水、今ご質問ありましたようにいろんな形があります。普通の井側でやって囲って上も囲っておく水は、地下水だから大丈夫なんだという、いろんな健康の講座の先生もおっしゃっておりますけれども、それは正にそのとおりなんです。ただですね、町民の皆さんの中には、うちの井戸は浅い。質問にあったように、引いてるんだということありますので、そういった実態を私たちもやっぱり見なくちゃならないと思っています。特にここ3回ほど講演会やってきておりますけれども、終わってからの質問ではそんなことも寄せられておりますので、質問にありますようにメッシュの話も申し上げましたけれども、それらと併せながら各地区における井戸水について、今後の調査について併せて検討していきたいと思っておりますので、質問の趣旨は十分理解しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） やるということなんですけど、その選定して、その選定するということが、じゃ私の家も見てもらいたいと、これ当たり前の話なんです。危ないか危なくないか分からないんだから、ですから、選定して調査をすること自体が私は非常に疑問なんです。みんな水道水は1か所で造っているから、これはかまわないかもしれませんよ、あとは管の中に行くから。でも、井戸水はそれぞれに確保しているわけですから、それぞれ全部調査をしていただきたいと思うん

です。まあやるということですので、是非実現をさせてください。

それから、ため池なんですけど、これため池というのは農業用水としてほとんどあるわけですね。したがって、ため池の水が汚染されているか、あるいはため池の下にある汚泥ですね、泥ですね、これに放射性物質が入っているか入っていないかということは、農業水田稲作をやる以上は非常に重要な課題になってくるわけですよ。ですから、2番目の空間、山林も同じですけども、ほとんど今、どこに放射性物質があるかということ、山とか木の葉っぱだとか山の土壌だとかにあって、それが流れ込んできてですよ、用水堀とかため池とかに入っているわけですから、ですから、いくら最終のところまで悪かったと言っても、その原因というのは周辺にあるわけですよ。ですからため池、河川もですね広瀬川だけやったら意味がないと思うんです。私は、やっぱり川俣は盆地ですから、多くの女神川水系もあれば町長のところ流れてくる谷沢川もあるわけですから、それぞれの水系を全部調査しないと、これまた農業、あるいは子どもが水遊びをすとか、そういうときに不安になるわけですから、このため池、河川についても、水系ごとに全部調査をする考え方はないのかどうか、再度確認をさせてください。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

現在、町の方でため池台帳として管理というか、見ているのが30か所ほどございます。議員ご質問の内容であります、町長も答弁申し上げましたように、国、県の方にまず要望を申し上げたり、あとは近畿大学との連携等もとってございますので、そういう部分で調査可能について随時調査をしてやってまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 河川に関しましては、県の方で一部の調査をしたという経過を聞いておりますので、データ等に関しまして、あと調査方法に関しまして県と相談いたしまして、資料等の取り寄せを致しまして報告したいと思います。全水系に関しましては、河川の部分の県、あるいは市町村併せまして県との協議を済ませていただきまして検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 県と協議すとか近畿大学に頼むとか、それはそれでかまわないんですけども、さっき言ったとおり、町としてこうするのだというものをまず作って、それをやらせるのに県にここでやってもらう、ここは国でやってもらう、これは自費でやる。自費でやった分は、東電に請求するんだとかと、そういうふうに組み立てないと後手後手になって、ほかの町は全部できたのに、川俣町は計画避難区域があるにもかかわらず、一番遅れていると。そういうふうな住民の方々の非難になってくるわけですよ。ですから、さっきのメッシュの話で町長が前向きに答弁したとおり、水田のため池、井戸水、河川についてもやっていただきたいなど、こういうふうに申し上げて、次の質問に移ります。

あの測定器の話なんですけども、その後、議会で申し入れた後にどんどん増やしていったのは、それはそれで分かりますよ、大変遅れましたけどね。3月23日議長名で我々言ったのに、最初に出てきたのが4月1日か2日かな大体10日くらいかかっているのね、やっているのは。それで、そのホットスポットというのは、別の地域にもあるけど、家庭にもあるわけですよ、皆さんのそれぞれの家庭に。例えば雨どいの下はどこ測ったってこれは高いですよ。雪が落ちてくるようなところもこれも高い。あるいはいつも濡れてじめじめしているようなところも高い。ですから、それぞれの町民の方々が安心するには、自分の家も測りたいんですよ。ですから、測定器を貸し出して、県だって貸しているわけでしょ、駅の前ビル2階かな3階かな、あれ違うかな、自民党会館の3階か4階で貸し出ししていますよね、たぶん測定器をね。ですから、町が、これも議会で再三申し入れていることでしょう。自治会ごとにちゃんとやって、自治会で管理をしてそれぞれの測りたいという人に貸したら良いでしょうと。そして、安心してもらったらいいでしょうと。あるいは危険だと思った人は自主避難をしたり、自分のところで対処すれば良いということを行っているわけですから、検討するということなんですけど、測定器そろったんですか、町で。前から聞いているけども、いつも1台とか3台しかないという話になっているけど。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問の測定器でございますが、まず、県の災害対策本部の方からこれは簡易測定器でございますけれども、10台とあとまたこれは県北の災害対策本部からは同じく簡易測定器が1台ですね。あと近畿大でこれからでございますけれども、ある程度簡易でない補正の利くようなもので4台というようなことでお話がございますので、そういったものを活用しながら、そういう貸し出しに向けていきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） あのですね、前も全員協議会でもいろんな当局と議会の意見の場に出ていると思うんだけど、皆さんが考えるのは、公表してどこにでも証明付でね、計量検定所の計量検定したやつを秤で量ったものでないとだめだみたいな頭を持っているから、いつになっても住民の要望にこたえられないわけですよ。例えば飯舘村の職員の持っている簡易測定器だってですよ、別に補正なんかできないですよ。できないけども、それで町民の人たちも職員の人たちも安心して住民の要望にこたえて、測ってくれないかと言ったら、パッと測れる。みんな1台持っているから。なにもそういうもので良いんですよ。危なかったら、あと皆さんが持っている100万円か200万円する高いのを持って行って測ってですよ、本当になんぼあるのかとやればいいだけの話でしょ。ですから、何回言ってもその認識の差があるから、住民の要望にこたえられないわけです。そういうものは、何も県だの国だの言っていることないでしょ、民間だって自分の努力でみんな買っているわけだから。そういうものを町が3か月過ぎて1台も自分で買ってないということは、

どうということなんですか、そこをお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

簡易測定器につきましては、現在、また、国の方に20台を要望しているところ
でございますけれども、今後の中では予算化も含めて検討してまいりたいと思いま
す。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そういうことをやっていると、私の質問ね、私だけが質問して
いるのではなくて、住民の皆さんがそういうことを言っているから、私は質問書を出
しているだけですからね。そうすると、いつになつたって、それでは住民の皆さん
のご要望にこたえられないですよ。自治会の役員の方だって区長さんだって、それ
では地域の方々の不安にこたえられるような取組みができないんですよ。だから、
国が県がという話はやめて、町としてやればいいんですよ、町として。是非補正予
算も含めてと言うんだから、臨時議会も予定されているんでしょうから、そのとき
は出せるようお願いをして、次の質問に移ります。今の答弁忘れないように。

通学路、公園等の放射線除去対策なんですけど、町長答弁したとおり、新聞にで
っかく県もモデルでやりますよとこうなっているんですけど、川俣でもそういった
ものに併せてやるんだという町長の答弁だったと思うんですが、これは全地区、全
通学路、全公園をやると、こういうことでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問にあります通学路等について、その通学路のそれぞれ測り
方いろいろあると思います。ここ測ってここ測らないそうだとということのないよう
な測り方をしていきたいと思っております。状況対策が一番難しいんですね。それ
で、これが県の方でも国でも今度示すということありますから、そういったのに基づ
いて、やっぱりやっていくことで、除去したものの捨て場があるわけでありませ
ぬので、その辺は一番大きな問題となっていることでございますから、それぞれ国と
言って、県と言ってまたあれでありますけれども、これこそそういったしっかりと
した機関のご指導の下に、町としては全通学路の対応等も含めて検討していくとい
うことで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） あのこれもやっぱりさっき町長ピンポイントで測定地を増やし
ていますと言ってますけども、どういう根拠でピンポイントに測定地を増やしてい
るのかということにもつながるんですよね私から言わせれば。だって幼稚園の子ども
さん方が通うところ、マイクロバスで来る子どもさんはこれ良いとしても、自分
が徒歩で集団登校なさって歩いていくところ、そういったところを例えばピンポ
イントで測定を増やしておいて、それで、こっちの除去対策のときにもデータにして
いくのだとかと、そういう総合的な型を超えた取組みというのがちょっとピンと感
じられないんですね。ですから、また、国が県がという話になっちゃって、教育委

員会は文部省の教育委員会と、こっちはこっちで地域の区長さんの話ということになってしまうわけです。ですから、除去対策をする際にあたって、そういったピンポイントをさっき町長増やすと言ったんだから、そういった通学路だとか、そういったことを頭に入れて、やっぱり増やしたり、子どもがどこで遊んでいるのかということを含めて増やしたりということをしませんと、単なる場所増やしたからいいべという話になって、あんなとこ測って何になるんだいというふうな地域の住民の声になってきますので、是非その辺頭に入れて増やしていただくということと、もう1つは、今、草が増えていますよね。刈った草を燃やしている方がいっぱいいるんですよ。災害対策本部やっているんだから分かるでしょうけど、刈った草そのまま置いたのをですよ、燃やした後測ったら倍くらい違いますよね、放射線の線量は。ですから、そういったことというのは、一方では除去対策が大変なんだと町長言っているけど、全然そういう指導はしていないでしょ、町民の皆さんに。危ないですよ、燃やした後になんて行って遊んだら危ないですよ、濃度が高くなりますよと。表土集めるのと同じですよ。草集めて燃やしたら、草にいっぱいくっついていんだから濃くなるんですよ。そういったことの対策というか指導というのは、せっかくきれいにしたんだけど、そこでまた隣近所のおじいちゃん、おばあちゃんが刈ってきて草ぼうぼうであれだからといって燃やしたらば、そこのわき子ども歩いて行ったら。よけい高くなっちゃうわけですから、そういったことは頭に入れてこの除去対策を講じるのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答えします。

いわゆる刈草の処理ということでございますが、議員お質しの燃やした後が線量が高くなるということは、ごめんなさい、承知しておりません。燃やさないでくださいというお願い、災害広報も含めて、燃やさないでくださいというお願いをしています。なぜかというと、燃えると、要するに煙となって拡散する。放射性物質が拡散するので再拡散を防止するという意味での燃やさないでくださいというお願いはいたしておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そのチラシは私も見ましたけど、徹底されていないので、皆さん結構燃やしてますよ、邪魔になってきますし、梅雨でこれからもう1回刈ってということになってきますので、是非その辺は作業なさっている方も危険ですし、周辺に住んでいる方も。おっしゃるとおり燃やただけで拡散するというのも、それはそのとおり。残った後が強いというのもそのとおりですから、是非調べてもらいたいと思うんですが、そういった細やかな対策を是非取っていただきたいなど。そのうえで公の空間における放射線量の低減措置の除去対策をやっていただきたいと思えます。時間がないので、次にいきますね。

義援金の話ですけども、川俣町の災害対策のホームページを見れば、見出しは義援金の受付とかと書かれているんですね、災害寄附金、義援金の受け付けと書かれ

ている。だけどもそこを開けば災害寄附金しか書かれていない。義援金の受付の窓口はどこにも書かれていない、川俣町のホームページは。それでいて先ほど言ったように、216件中、義援金が5,000何百万で、残りは災害寄附金だという話になっているんですけども、その辺は本当にそうなのかなという私疑問があるんですよ。だって、町が受けるところはホームページには災害寄附金しか書かれていないんですよ。義援金の受付というのは、どこにもないんだから。なんでそういうことで義援金と寄附金と分けられるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁を申し上げます。

議員ご質問にございますように、川俣町の寄附金の受付につきましては、ホームページにおきましては災害寄附金ということとさせていただきます。それでご質問にありますように、それでは寄附金と義援金をどのように把握をされているのかということとございますが、本来であればホームページの中に町全体に対する災害寄附金と生活支援のための義援金ということとお受けすることが必要であるとは認識してございます。その中でこの間、寄附を寄せられた方々の皆様からその趣旨をお聞きする中で、町全体に対する災害寄附としてお願いします。また、被災された皆様方のご支援にお使いくささいということで、振り分けておるところでございます。なお、今後につきましては、ご指摘のようにホームページ上もそれぞれの寄附の皆様方の意思を正しく尊重するようなことで、義援という形でのアップも現在準備してございますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。

（午前11時04分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 時間が15分しかないので、答弁も簡潔にお願いしたいんですが、まず、義援金の問題ですけども、義援金ですね、今議会に寄附採納ということで216件、1億4,759万4,470円、22年、23年合わせてこれ報告なっているかと思うんですが、その中で5,641万2,958円が義援金だというのが当局の答弁なわけでありましたが、この寄附採納の中身見ますと、例えば福島県市町村振興協会理事長 瀬戸孝則様から5,000万円、日本共産党中央委員会様から400万円、全日本民主医療機関連合会100万円、ライオンズクラブさん100万円とかって、私が知っている限りこの人たちはみんな義援金だと、こういうふうに主張しているんでありますが、それでいて5,600万円しかない、後は全部町の災害寄附なんだということで本当に間違いはないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

ただいまのご質問ですが、災害寄附金、そして義援金、それぞれ寄附金には間違いございませんが、寄附者の意思を尊重してございます。ただいまご指摘ありましたように、義援金につきましては、被災された皆様方の生活支援にお使いください、あるいは災害寄附金としてお受けしましたのは、町全体の災害復興にお役立てくださいという意思に基づいてお聞き取りをする中で振り分けをさせていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。義援金として今回報告させていただきました金額は間違いございません。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そうしますと、先ほどから住民の方々が不安になっている線量計の問題ですとかいろいろあるわけでありまして。災害復興というのは、別に今回、川俣町は特に地震の災害よりは、原発事故による放射能被害、これの方が大きいわけですね、実際は。だったらば、その線量計ね1個しかないの2個しかないのと言って、何もこれ8,700万円も余っているわけでしょ。線量計でも何でも買ってですよ、みんな自治会に配って簡易線量計で良いんだから、各自治会に3つ、4つ配って自由に測って、皆さんどういうふうに分かるか見てくださいますよと、なんでそういう対策ができないのかな。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

確かに議員ご質問のとおりであると認識してございます。今回、川俣町におきましては未曾有の大災害となりましたが、一般寄附につきましても義援金につきましても、それぞれ生活者支援の立場に立てれば、その意志を十分に尊重して予算化を図ることも必要であると認識してございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） であれば、財源はあるんですから、早急に1番、2番の大きな質問も、そういった財源を基にして、町民の皆さんが安心して、そして自己判断ができるような情報をきめ細やかに出していただくようお願いをして、次の質問に移りますが、先ほど町長の答弁で、6月補正予算にも提案されていますけれども、山木屋地区の方々については、この義援金の中からプラスして、災害寄附金もプラスをして1人5万円配付をするんだと、こういうふうなお話でありました。過日、我が町議会も福島県民全部が被災民だという県知事の趣旨に賛同いたしまして、県の配る5万円義援金については、川俣町民全部に配れということで、全議員県庁に行って要請をしてきたところではありますが、この際、県は配分委員会で決定をしたのでと、こういう返事でだめだという話だったんですね。我が町では、この義援金の配分についての配分委員会なるものが存在するのかどうかお聞きをしたいと思いません。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

義援金等の配分、そしてまた災害復興に対するいろいろな取組みについて、町として考えておりますことは、川俣町の復興会議と、そういう会議を開いて組織して、7月にそれを組織する考えを申し上げてきたところでございますけれども、そういった中で、復興にかかるいろいろな事業、また、多くの皆様からお寄せいただいておりますそういった義援金等を含めたそういった使途についても、どのようなことになるかについての一つ一つ判断する、議論する会を作っていこう、組織を作ろうということで考えておりました、7月にそういったことを立ち上げて、ご質問にありますような対応を取っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 私がお聞きしましたのは、復興会議のお話ではなくて、川俣町で5万円配分すると決めたわけでしょ。ですから、県は配分委員会というのを作って、その中で有識者の方々のご意見を頂戴をして1人5万円ということで決めたわけですよ。川俣町も山木屋地区の皆さんには1人5万円ということを支給するというのを決めたんですが、予算計上をしているわけですけど、その配分委員会なるものがあるって、その中で議論をした結果、5万円という話が出てきたのですかということをお聞きしているんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今回5万円のそれぞれ山木屋の皆さん方に対しての見舞金につきましては、これは役場方の庁議の中で、それぞれ関係する被災自治体等の動向を見ながらですね、この金額を定めて決定をして予算化にあげたということでございまして、町では県のような配分委員会についてはまだ組織しておりません。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） ということで、庁議で決めたということであれば、今後ですね復興会議なるものも町長は作るというお話であります。私は、全議員ともそうだと思うんですが、全町民が被災民であるということは、これ衆目の一致したことだろうと思います。そういったことで、今回は役場の中で議論して遅きに失した感があります。飯舘村は既に4月中に配ったわけですから、1人3万円。それで5万円ということで、遅くはなったけど配る。これはこれで良いと思います。しかし、全町民が被災民でありますから、今後、東電、あるいは国との健康被害の補償の問題ですとか、あるいは経済的な補償の問題ですとか、そういったことを考えた場合には、やっぱり全町民に対して、その義援金というもの配分をするということ、公に町長が被災民と認めるのは、県知事でも総理大臣でもありませんから、町長ですから認めるのは、それぞれの市町村長の権限ですから。ですから、是非復興会議でそういった議論をするということであれば、そういった場で全町民に金額の高ではないんです、これは。被災民として認めるか認めないか、今日もようやくですね全町民に配るということなので、下のロビーが満杯になっておりますけれども、ああいった措置を早く取ればいいわけですよ、町長は自分の権限でできるんだから。

それを壊れてないと出せないとかなんだとか言っているからおかしくなっていますよ、後々になって、前にもらった人はまた頭にきているわけですよ。ですから、そこは町長の絶大なるリーダーシップが発揮できる場所ですから、義援金の配分などというのは。これは是非復興会議の中で、全世帯全住民に義援金が配られるように検討していただきたいと思うんですが、町長の考えはいかにありますでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

質問にありますように、復興会議の中でそういったことも含めて議論をして進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 義援金を配らないということは、町長が被災民として認めないということになるわけじゃないですか。今日、全世帯に全住民に被災証明書を配っているわけですよね。ですから、全員が被災者なわけですから、配るということは町長が認めた。ですから、当然にして義援金も全住民がもらって当たり前なんです、理論上は。そういうことになりませんか、そういう考えはありませんかということをお聞きしているんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今日、始まりました被災証明につきましては、これは高速道路の関係でありまして、これは川俣町の場合については、これは被災、停電、そういったことを含めてでございます。それでやっているわけでありまして、その点もご理解を賜りたいと思います。なぜかと言いますと、全部停電になりました、この地震では。全世帯が。そういう意味では、今回の東日本大震災では被災であります。また、今、質問にありますように、いわゆる放射能汚染につきましても、これもまたそれぞれに線量が多いところ低いところございますけれども、皆町の方では本当に子どもを含めて不安になっておりますから、私もそういった意味では被災だと思っております。そういった考え方に立ったうえで、今回の復興会議の中でも議論を進めていくということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） あの町長、自らが高速道路の対応で被災証明書を出すというのはこれは間違いですよ。それはだめですよ、本当に。高速道路が被災証明書もらったから無料になるからみんなもらえるから出すんだみたいな話になっちゃうでしょ。そうではないでしょ。被災をした人は今回、高速道路を無料にしますと、本末転倒の議論ですよ、それでは。ですから、停電を理由にして被災証明書を出していること自体が町長の姿勢を疑うんです、私は。川俣町で出すのであれば、停電を理由にしたってかまいませんけど、放射能に汚染をされた、放射能で被ばくをした、ここを前面に出さないとはですね、事故検証委員会の委員まで務める古川町長がそこを前面に出さないで何のための被災証明になるんですか。そこは認識逆ですよ。高速道

路無料化になるから被災証明書出しているんじゃないですよ。それは答弁を変えた方がいいですよ、町長どうですか。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間後5分です。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

話が順序逆になりまして、申し訳ありませんでした。まず、被災ということで考えますと、そういうことですが、個々に見ればそういった項目も一応入っておりますから、どうぞその点をご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そこはね町長、認識間違っちゃべると笑われますし、町の代表たる町長がね、停電を理由にしてやっているだなんて、高速道路無料化にするためにやっているんだなんて言ったら、これは物笑いの種ですから、そんなことを決して口走らないようお願いをしたいと思います。

最後に、井戸水の問題ですけども、これはまあ検討するということなので、同僚議員が先に質問したことも併せまして一緒に検討なさるんでしょうからお願いしたいと思うんですが、最後にお願いしたいのは、川俣町の住民は皆さん静かに頑張っておりますけども、みんな不安を持っています。役場がやる講演会は、全部安全だという話ばかりなんですよ。安全だなんてだれにも言えないですよ、100ミリシーベルト以下の実験データなんて何もないですよ、医学的なデータもないんですから。どうだか分からないというのが正解ですよ、これ本当の話は。それを無理して安全だというから論議を醸し出すし、不安になる人も出るし、信用もなくなるんですよ。ですから、町長は川俣町1万5,000人弱の住民の健康を守り、生活を守り、経済を守っていくという立場で、この放射能問題に立ち向かっていくんだという考えを最後にこの質問と併せましてお聞きをして私の質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

あの川俣町、この度の東日本大震災、そしてまた原発事故によっては、まず、川俣町は原発の立地町ではございません。40キロも離れている川俣町の町民が、避難という過酷な立場に追いやられたというようなことを考えますと、私は川俣町はこの放射能にとっての被災の町であると思っております。そういった意味では、そういったことを基本にしながら、この川俣町町民の皆さん方の命と健康を守るということは、全町民を対象にやっていく。今、そんなことを考えると、そういうのを具体化するために、今、子どもたちのガラスバッチも含めたいろんな健康調査事業にも取り組んでいくところでございますので、いろいろとご質問いただきましたけれども、そういったことも基本は、町民の健康と安全を守るんだということでのご質問だと伺っております。そういったことを基本にしながら、これからの川俣町の放射能除染に対するものも含めた安全なまちづくり、町民の健康を第一に考えた

まちづくりを考えているところがございますので、ご理解を賜りながら答弁といたします。

○1番（高橋道弘君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で高橋道弘議員の一般質問を終わります。

次に、6番議員 齋藤博美君の登壇を求めます。齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 6番 齋藤博美であります。まず、はじめに、3月11日の東日本大震災にて亡くなられた方々、また、被災されました多くの方々にお悔やみを申し上げ、お見舞いを申し上げます。

さて、当局には、大きくは2点、ほか細部について伺います。1点は、教育の現況について、細部6点を伺います。私、町の将来は人づくりにあると考えます。言い換えれば、まちづくりは人づくりであり、この人づくりをなし得るには、教育以外にはないと考えます。教育については、第5次振興計画の中に5ページにわたって示されていることから、当局の強い思いが感じられるところでもあります。教育の効果、価値は、すぐに現れることはありませんが、町の振興発展には教育行政は大きな意味があると思うのであります。今年の4月より新しい学習指導要領が完全実施されました。今年は小学校のみであります。来年24年度からは中学校でも新しい教育指導要領となります。指導要領はほぼ10年ごとに改定されます。法律はゆとり教育より、学力低下の批判を受け、平成20年3月に改定されています。大きく改定された点は、授業時間で年間278時間増えているところでもあります。そこで、細部の6点を伺います。

1点目、5、6年生で新しく導入された英語教育の意義について伺います。

2点目、英語指導を受けていない先生方の対策、対応はどうなっているのか伺います。

3点目、英語学習と他の教科、自然体験学習などの整合性はどうか伺います。

4点目、飯舘村の幼稚園児、児童生徒、4月4日現在、479名を受け入れていますが、その影響はどうか。

5点目、文部科学省と経済産業省が小中学生に向けて作った副読本「わくわく原子カランド」とは、どんな内容なのか伺います。

6点目、夏のプール学習について、当局の見解を伺います。

大きな2点であります3月11日の原発事故により、多くの人たちが仕事を失いました。雇用の場の確保、町の活性化のためにも、企業の誘致は必須と考えます。

西部工業団地活用は良い機会と思いますが、当局の考えを伺い、質問とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田 紀君） 6番 齋藤博美議員の教育の状況は、についてのご質問に答弁を申し上げます。

まず、第1点目の学習指導要領の改定に伴い、本年4月から開始されました5～6年生で新しく導入された英語学習の意義はどこにあるのかについてのご質問でございますが、我が国におきましては都市部や町村部を問わず、社会機構や経済のグ

ローバル化が急速に進展しており、国際競争と国際協力の必要性が増大いたしておるところでございます。このことは、議員も既にご周知のとおりであると存じます。したがって、今後益々国際化が進み、これら国際化社会に対応できる人材の育成が強く求められてきておる状況でございます。現在、国際社会におきましては、国家間における貧富の格差が拡大している状況の中で、地球規模で発生している自然災害、あるいはまた地球温暖化への積極的な対応をはじめ、諸外国における異なる文化との共存や持続可能な発展のために、世界各国は我が国に対し、積極的な国際協力を求めています。このような国際環境を受け、文部科学省は、今後、一層国際社会に貢献できる人材の育成を図るためには、小学校の段階から外国語教育を充実し、国際理解やコミュニケーション能力を身につけさせることが必要とし、今般、学習指導要領に小学校外国語活動の時間を新設し、教育課程に位置付けることといたしましたものでございます。したがって、英語学習につきましては、小学生のうちから耳で聞き、英語を理解し、声に出して英語を話す等の学習を通しまして、国際社会に生きる日本人を育成するという視点から、今般の学習指導要領の改定により英語学習を取り入れたという意義は、極めて大きいものと理解をいたしております。

次に、2点目のご質問、英語を教える先生の対策対応は、についてのご質問でございますが、本町におきましては、平成19年度に今般の新しい学習指導要領が告示されたことを受けまして、平成23年度から小学生の外国語活動の全面実施に向けて、先生方が英語の指導に対して不安を持つことのないよう、教育委員会として積極的な対応をいたしてまいったところでございます。対応のねらいは、町内すべての小学校の教員が自信を持ってしっかりと外国語授業に取り組めるよう、指導方法や指導技術を確実に身に付けさせることとでございます。そのために、教育委員会といたしましては、平成20年度から町独自の事業といたしまして、「川俣町中学校外国語活動研修会」を企画いたしまして、これまで3年間にわたり、研修会を計画的に開催してまいりました。研修内容といたしましては、大学や県教育委員会の英語担当指導主事を講師として招き、外国語活動が新設された趣旨についての理解を深めることや教材教具の開発などの研究を進めるとともに、英語の授業研究の実施や年間カリキュラム、あるいは教育課程の編成などにつきまして、継続的な研修を重ねてまいりました。平成21年度には、文部科学省より川俣南小学校と飯坂小学校が研究校として国の指定を受けましたので、県教育委員会と連携を図り、実践的研究を重ねるとともに、本町をはじめ他の市町村の小学校に対しましても研究成果を公開いたしまして、全町的な対策を講じて、今日に至っております。これらの取り組みが評価されまして、「飯坂小学校における外国語活動の研究内容」と題しまして、本年4月より県北教育事務所のホームページで、先進校事例として紹介されておるところでございます。なお、4月から開始しております外国語活動におきましては、現在、カナダから来町しております外国語指導助手や町の予算によりまず外部人材講師を積極的に活用いたしまして、クラス担任とチームを組んだ指導、

いわゆるチームティーチングにより、積極的な英語指導を展開しておるところでございます。

次に、第3点目のご質問、英語学習と他教科との整合性はどうかのご質問でございますが、今般の学習指導要領の改定によりまして、外国語活動が5年生、6年生合わせまして年間70時間の英語授業が実施されますが、このことによって他教科の年間授業時数に大幅な増減があるものではなく、昨年度に比べて、各教科の総授業時数が議員もご指摘のように、大幅な増加をいたしておりますので、他教科への指導に影響を与えるものではないと私は理解をいたしております。また、外国語活動の目標を達成するには、英語学習の中に児童がコミュニケーションを図るための興味や関心の高い題材や活動を取り扱うことが大切であると考えております。したがって、例えば国語科におきましては、外来語の成り立ちや日本語における表現方法と英語表記との違いに気づかせたり、英語によるコミュニケーション活動に関心を持たせ、言葉の大切さや豊かさに気づかせるという点で活用できるものと考えております。また、音楽科におきましては歌やリズムという観点で関連がございますし、図画、工作等におきましても児童の作品を有効に活用して、外国語による言語活動に生かすことができるなどが考えられます。そのほかの教科につきましても、同様に外国語活動において、十分に活用できる教材を工夫することができるものと考えております。このように、他教科などの学習成果を外国語活動の中に適切に生かすためには、各教科相互の関連について十分検討し、指導計画に位置付けることが重要であり、このことを各学校に対し指導しておりますので、外国語活動と他教科との関連を十分に踏まえた授業が実施されるものと理解しております。

次に、4点目のご質問、飯舘村との教育現場での影響はとのご質問でございますが、飯舘村教育委員会は、議員もご指摘のように、幼児及び児童生徒約4,000数十人を川俣町の教育施設において、400、失礼しました。400数十名を川俣町の教育施設において就学させ、去る4月21日から1学期の授業を開始致したところでございます。通学の方法は、飯舘村所有の村営バス8台に分乗しいたしまして、幼稚園児は川俣幼稚園と富田幼稚園、白石小学校、飯樋小学校、草野小学校の3校は川俣中学校へ、飯舘中学校は県立川俣高等学校へとそれぞれ通学をしている現状でございます。議員お質しの教育効果、影響でございますが、川俣町の日頃の家庭教育や幼稚園、学校教育の成果として見られる子どもの姿としてのしつけやマナー、しっかりと挨拶のできる点等について、飯舘村の児童生徒の模範となっているとの飯舘村教育関係者並びに教員などから寄せられているところから、本町における学校教育、家庭教育の日常の状況について、再評価の機会となっております。また、川俣町の小・中学生と飯舘村3校との日常の交流を通しまして、人間関係を広げるとともに、共同生活を通して優しさや他を思いやる心、助け合う心などが育ちつつあるものと考えております。このことは、本町がめざす3つの学習プランに掲げております「育てたい5つの心」の実践の場の機会にもなっており、子どもたちにとって得がたい経験の場となっております。今後とも、こういった場と機会を一層充

実し、学校、家庭、地域との連携を深め、幼児、児童生徒の好ましい人間関係の育成に努めてまいりる考えであります。

次に、5点目のご質問について、ご答弁申し上げます。5点目のご質問、原子力教育の中の「わくわく原子力ランド」とはどんな教育か。の質問でございますけれども、地球規模で深刻化している地球温暖化対策の1つとして、国は発電過程において、CO₂、いわゆる二酸化炭素を排出しない原子力発電は、我が国の重要なエネルギー政策として、これまで進められてきたことは、ご承知のとおりであります。このような国策の1つとして、小中学生に対しまして、学校教育の中で子どもたちの発達段階に応じ、原子力エネルギーについて正しく学び、考え、適切に判断する力を育成することは、極めて大切であると考えております。このことを踏まえ、文部科学省及び経済産業省は、小学校4年生以上の社会科、理科、家庭科、総合的な学習の時間等の授業活動において、原子力発電に関する副読本を作成し、広く小中学校に、活用をPRしているテキストが、いわゆる「わくわく原子力ランド」と呼ばれる副読本でございます。この副読本を作成した当時は、日本の原子力発電所は放射性物質が外に漏れないよう、五重の壁で閉じ込めるなど、事故を未然に防止するような安全対策が十分にとられているという表現や、あるいはまた、津波等においては、原子力発電所は安全であるなどという、安全策が取られているという記述が多々ございます。しかし、ご承知のとおり、この度の東日本大震災及び東京電力の福島第一原子力発電所事故は、本町の児童生徒はもちろんのこと、多くの町民及び県民に被害をもたらしたことは間違いのない事実でございます。このため、文部科学省は副読本の記載に、一部事実と反した記載があったと認めまして、4月13日からその内容を見直す考えを示したことにより、ホームページ等からは、現在は削除されている状況にあります。川俣町教育委員会といたしましても、この度の福島第一原子力発電所の事故の収束、国の復興計画やエネルギー対策等の有様をしっかりと見極めながら、適切な原子力に関する指導がなされるよう、学校に対し、情報提供を図ってまいりたいと考えております。

最後に、次の6点目でございますが、夏のプール学習の見解についてのご質問でございますが、学校で行うプール学習につきましては、国が定める学習指導要領に従い、教育委員会の指導助言を受け、各学校の計画により実施するものでございます。各学校の校長は、毎年3月末までに、次年度実施する各教科、道徳、特別教育活動等の年間指導計画を教育委員会に提出することが義務付けられております。本町の小中学校におきましては、全ての学校において、本年度の7月から水泳の指導が行われるという計画がなされておりますので、教育委員会といたしましては、本年度学校のプールが安全に使用できるかどうかを検討の結果、プール使用は可能であると判断し、各学校へ通知したところでございます。しかしながら、発表の後、去る5月27日に、これは夕刻でありましたが、高木文部科学大臣の記者会見がございまして、その中で、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」の中で、今年度学校において、児童生徒が受

ける線量について当面、年間1ミリシーベルト以下を目指すこととするとの発表がございました。町教育委員会といたしましてはこの報道を受け、本町の児童生徒の学校生活において、1年間1ミリシーベルトの基準を達成できるかどうかを検討した結果、一部の小学校を除き、いずれの学校においても現段階においては、1ミリシーベルトに抑えることは不可能との判断いたしました。そこで、各学校のプール学習については、安全な条件がクリアできるまで、水泳指導を実施しないよう通知したところでございます。今後、早急に校庭等の表土除去をはじめ、校舎の建物本体の表面洗浄等を行い、学校敷地内の放射線量等の状況を総合的に判断し、プールが使用できるのかできないかを含めまして、その可能かの判断をいたしてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 古川町長。

○町長（古川道郎君） 6番 齋藤博美議員のご質問に答弁いたします。

第2点目の西部工業団地活用の推進を、の(1)、雇用の場を確保するためにも企業誘致は必須であり、西部工業団地の活用を推進すべきと思うがどうかについてのご質問でございますが、4月22日、山木屋地区が、国から計画的避難区域に指定されたことを受け、町では避難計画の策定、住民への説明、避難先の確保、調整、住民の避難を順次進めてまいりました。一時避難も大方終了し、この6月26日には、仮設住宅への入居が始まります。計画的避難区域の指定は、住民の生活に大きな負担をもたらしているだけでなく、経済的基盤を大きく損なう状況にあります。若者の町外流出、区域外の企業にあっては、風評被害が発生するなど、多くの影響を受けているところでございます。そのため、今後の経済復興に向けた企業等の生産基盤の確保や放射性物質管理及び土壌改良に関する官民の研究所等の誘致を進め、地域経済基盤の確立と次代を担う若者の雇用確保を図るため、西部工業団地を早急に整備することが必要であると考えております。このことは、同じく計画的避難区域となった飯舘村にとっても同様の考えでありますので、去る6月10日、福島県知事に対しまして、復興に向けた経済基盤確立のための川俣町西部工業団地に関する要望書を町議会議長、飯舘村長、飯舘村議会議長の連名で提出してまいったところでございます。要望は、4項目について申し上げます。その内容につきましては、1つは、計画的避難区域指定によって失われた経済基盤確立と復興に向け、製造業等の企業誘致や放射線と土壌改良に関する研究所等の受け皿として、県庁と相双地区及び飯舘村を結び付ける交通の要所として、川俣町西部工業団地を早急に整備すること。工業団地の早期整備と併せ、地域振興に向けて、製造業等の企業及び研究所誘致に向けた支援を行うこと。前項の1、2について、国の全面的支援が得られるよう、国に対し強く働きかけること。前項の1、2について、県の復興計画にも明確に位置づけること。の4項目でございます。また、6月15日には、内閣総理大臣と農林水産大臣へ要望を申し上げてきたところでございます。内閣総理大臣へは、復興に向けた経済基盤確立のための川俣町西部工業団地に関する要望書を、農林水産大臣へは、原子力災害の対応に関する要望書を、同じく川俣

町の議会議長、飯舘村長、飯舘村議会議長の連名で要望活動を行ってきたところでございます。内閣総理大臣への要望は、2項目について申し上げたところでございます。その内容につきましては、1つは、計画的避難区域指定によって失われた経済基盤確立と復興に向け、製造業等の企業誘致や放射線と土壌改良に関する研究所等の誘致の受け皿として、県庁と相双地区及び飯舘村を結び付ける交通の要所として、川俣町西部工業団地を早急に整備すること。2つ目には、工業団地の早期整備と併せ、地域振興に向けて製造業等の企業及び研究所誘致に向けた支援を行うことの2項目でございます。農林水産大臣へは、4項目の要望のうち、農地等土壌除染にかかる研究所の誘致についてとして、整備を要望している川俣町西部工業団地について、農地等土壌除染にかかる研究所を誘致していただくよう、要望を申し上げたところでございます。町といたしまして、国、県、と連携を図り、企業誘致に努め、若者の働ける職場づくりに、今後とも積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 教育の現況ということで、何点か再質問させていただきます。

1点目なのですが、私は、この今、国で法律作って、そして実行したんだから、もう当然そうなのかなと思うんですが、ただ、基本的には私は、英語教育よりも、小学校では国語ですね、国語の時間にもっともっと力を入れるというんですか、時間を費やして進めるべきでないかと、いつも考えているわけでございます。理由と言いますのは、今の子どもたちの会話を聞いていますと、日本語とは思えないような、また、造語というんですか、短く言葉を切っちゃべるというんですか、そういう言葉がすごく聞いていても多いんですね。例えばあと文書にしても、当然漢字、書けるもう習っている漢字でも平仮名で書くとか、そういうことで、私は英語をやるんだったらば、中学校、高校、大学10年間あるわけですね。それで私は考えですが、十分英語の力は付くんじゃないかと、こういつも考えているわけでございます。この国語の時間は見ると時間同じなんです。で、数学の時間増えていますね。数学は25時間ですか、理科は10時間ですね。国語をもう少し力入れるべきと考えるんですが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のように、この国語の学習というのは、これは私も非常に大事なものであるというふうに理解をいたしております。今般の学習指導要領改定に伴いまして、事前に中央教育審議会という、いわゆる教育課程を改善するにあたっての骨子を作る組織の会議がございます。この中央教育審議会の中でも、外国語を取り入れることについての賛否両論は何度も論議され、大変な火花を散らす論議がなされました。ある有名な学者さんは、英語など必要ないと、国語科をどんどん増やすことが我が国において豊かな心を育てる。言語活動を育むことであるようになるんだという主張されました。それで、文部科学省は、議員さん今、国語科増えてないと申しまし

たが、実は増やしたんでございます。いわゆる国語科は、小学校の1年から6年まで従来でありますと1,377時間の計画でございましたが、今般、そういう国語の指導が今後、非常に大事だと。我が国の母国語である言語活動を充実するために、これ増やさなければならぬということが通りますして、4月1日からは1年から6年までの国語の時間は、1,461時間、いわゆる84時間増加いたしましたところでございまして、全体の6.1%の授業増でございまして、ご理解を願います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。
(正 午)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。
(午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 午前に引き続き6番議員 齋藤博美君の一般質問を続けます。
齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） いくつか再質問させていただきます。

英語教育に対して、教育長の答弁でありますと、磐石の対応というんですか、準備をして行ったということでございます。そこで子どもたちの児童の反応は、英語授業に対してどうかお伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 答弁申し上げます。

先ほども議員にご答弁申し上げましたとおり、町の教育委員会といたしましては3年前から取り組んでおりまして、最初は年間15時間、次の年は35時間というふうに増やしたわけでありまして、これらは今、議員ご指摘ありましたように、子どもに英語を教えるということには、それなりに抵抗がございますので、できるだけ抵抗なくスムーズに移行、終了まで引っ張っていきたいという願いから、3年間計画を立てて実施してまいりました。その間、町の計らいもありまして電子黒板等も配付されまして、これらの教育機器のほかにコンピュータ、パソコンも1人1台入りまして、これら使いながら映像的に、あるいはまた紙芝居などの教材等入れまして、大変楽しく授業を進めてきたというふうに私は認識をしております。そういう意味で大変英語の時間は楽しみに待っているという、そういう子どもたちの姿が見られるというふうに理解をいたしております。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 次ですが、飯舘村との現場でのことなんですけども、これでね私の承知しているところではですね、7月31日まで1学期だけの借用というんですか、そうなのかなと思っていましたら、1年間、来春まで延びたということ、まあ現状はそうだと思うんですが、これは何か理由があるのか。また、そうすると、この原発の関係でございまして、1年ということでももっと延びる可能性はあるん

じゃないのかなと私は考えるんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 齋藤博美議員のご質問に答弁申し上げます。

当初は飯舘村から7月31日までの1学期間、教育施設を借用したいというふうな申し入れがありまして、承諾したところでございますが、その後、5月の末に、再度飯舘村教育委員会の方から申し出がありまして、24年3月31日まで延長させていただきたいという申し出がございました。これによりまして、6月定例教育委員会の会議の席上、教育委員にこの件を諮りまして承諾をいただき、町の方とも協議し結果、承諾するというにいたしましたところでございます。当面は平成24年3月31日まで施設を貸し出しすることといたしております。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 今の答弁だと、会議必要だということなんですけど、何か理由ですね、何かうんと環境がいいとか、特別何かがあるのか、ほかにないということなのか、何か理由ですね何かがあると思うんですが、どういうことだったんだかを聞きたい。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 齋藤議員の質問にお答え申し上げます。

2度目の借用願いの文面には、原子力放射能に関する改善が見られないために借用期間を延長したいという文言が入っておりますので、この件に関しまして協議したところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） もう少し詳しくご答弁申し上げます。

先に、飯舘村教育委員会で7月末までにお借りしたいということで承認をいたしましたところですが、その後、先ほど議員がご質問のように、1年間、いわゆる3月31日まで貸してほしいと。私といたしましては、その理由は何であるかということをお尋ね申し上げました。その回答をいただいておりますので、申し上げます。まず、第1点は、川俣町に受け入れていただいたことによって教育の機会が確保され、生活のリズムが回復し、心理的に安定が図られていること。放射線の濃度の低い川俣町に通学することにより、健康、安全に対する不安が減少したこと。それから、3つの学校合同での生活や川俣小、川俣中との交流により、多様な考えや意見に接して人間関係が広がり、支援を受けることにより感謝する心や思いやりの心が育ちつつあること。このようなことで、延長をいたしたいという要望がございましたので、そういったことで検討したものでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 最近の調査なんですけど、こういう調査あるんですね。自分は価値ある人間だと思うかの質問に対してですね、全くそうだと答えた生徒、アメリカが57.2%、中国は42.2%、韓国は20.2%です。日本は、残念ながら7.5%です。また、学校には私を理解してくれる先生がいる。の質問に対して、その

とおりでと答えた日本の生徒の割合は52.7%、4か国の中で最低の数値であります。このことはどういうふうに理解していいのか思ったらいいいのか、ちょっと今のことに對して、教育長の見解をお聞きしたいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

議員、私たちが成長した時代、これは戦後の非常に混乱の時代でございました。そういう中で、私も含め戦争はあってならない。そして、豊かな生活を迎えたい、そういう希望とそして将来に向けた夢、そういうものを持ったものでございます。したがって、いずれの子どもたちも、学校の先生に尊敬の念を抱き、指導してもらうことに感謝し、我々の年代は、学校と家庭が信頼し合って育まれてきたものというふうに理解をいたしています。しかし、近年におけるいわゆる高度成長下の我が国の現状を見ますと、議員がただいまパーセンテージで示されたように、勉強を一日何時間しますかという質問、これらは先進国で一番下位でございます。それから、日曜や土曜日はスポーツをしますか、あるいは何をしてお過ごしですか、これらに對して、ゲームで過ごすというのが1番でございます。このように我が国においては、今、議員さんがご指摘のように、子どもたちの学習環境を含めた、いわゆる大きく言いますと教育環境、社会の教育環境が変化をしております、これは保護者の意識もそれぞれ大きく違います。今般の原子力のこの放射能の問題につきましても、非常に理解をしている保護者と、それから非常に恐れている保護者、この考え方は極端であります。子どもは、そういう家庭の中で様々な影響を受けながら、自分の人格、そういうものを作っていくんだと思います。いずれにいたしましても、やはり学校における教育というのは厳正であり、また、厳しさの中にも優しさがあり、楽しい、そういう学校生活を送ることが今の子どもたちに必要でありまして、こういう点については、校長会等を通しまして、子どもたちの健全な育成に向けて努力をいたしております、今後も川俣町の子どもたちのためには社会に生きていくうえでの厳しさ等も含めた指導をまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 次に、大きな2点目なんですが、ちょっと町長の答弁に迫力がなくてちょっと寂しく思ったんですが、西部工業団地の開発の件なんですが、あそこはですね実面積7万8,600平方、7町9反歩くらいありますね。だからですね、ちょっと考えただけでも1,000人か2,000人規模の企業は誘致可能だと私は思うんです。それでですね、先日、県と、15日には国に要望しに行ったと。首長、そして議長さん4人ですか、そのときも新聞に総理大臣と直接映っていた写真載ってました。町長はですね、もう国に對してもう4回も5回も総理大臣と会っていると思うんですが、実を言うと、実際に与党の幹事長が現場見ているんですね。だから、話はものすごく早いと思うんですね。こいつをこう進めていくのに。私はですね、町長は今までの経過をあれしてですねもっともっと政治力を示して、

あそこの企業誘致、団地開発にもっともっと力を出してもらいたいと思うんですが、決意のほどを。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 齋藤博美議員に答弁をいたします。

幹事長が来て見ていってもだめなんですよ。それが現実であります。これからもっと攻めていきたいと思っています。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） だめと言われると一番困っちゃうんですが、なお頑張っていたきたいと思います。質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で齋藤博美議員の質問を終わります。

次に、5番議員 菅野清一君の登壇を求めます。菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 5番 菅野清一であります。私は、本定例会にあたり、先の通告に従い、大きく2点、細部5件について、当局の姿勢を質すものであります。

この度の大震災、そして、福島第一原発の放射能汚染事故により、長年住み慣れた土地を追われ、家族や地域の間関係をずたずたにされ、計画的避難区域という無計画避難を強いられた被害者の1人として、安全神話を振りかざし、経済市場主義で原発を推進してきた大きな加害者である東電と、その手先となった福島県、そして国、そして原子力行政にあまりにも無知で無能である政府やプルサマールを承認した県に対し、今、原発で起きている様々な問題を指摘しながら、大きな憤りと怒りをもって質問に立つ次第であります。今回の原発事故がもたらした放射能汚染は、福島県はおろか遠くサンフランシスコやアイルランドにまで到達し、その被害は世界的規模となっております。半減期28年、30年と言われるセシウム137やストロンチウム90など、その放射性物質の直接被害は、静岡県や神奈川県のお茶や千葉県のお茶や千葉県の海産物にまで及び、その被害たるや拡大の一途をたどっているのです。放射能汚染による影響は、農業や漁業にとどまらず、工業製品や観光産業への経済的打撃、そして、学校のグラウンドやプールから子どもたちの姿を消し、事故から3か月経った今、収束どころか放射能汚染についてはますます拡大する一途であります。正に、これが一旦事故を起こした原子力発電所の末路であり、道筋なのであります。6月22日、ついにIAEA、国際原子力機関は、事故の深刻さを示す国際的評価尺度をチェルノブイリよりワンランク上のレベル8に上げる検討に入りました。チェルノブイリ事故はたった1基であったが、福島原発は第一原発が6基、468万キロワット、第二原発が4基、440万キロワット、合わせて10基、908万キロワットと、全くその規模が違うのであります。これまで東京電力は、札束に物を言わせ、自治体や政治家を買収し、大量の御用学者を雇い、科学的根拠のない原子力の安全性を強調してまいりました。東京大学には、工学部大学院の寄附口座に5億円もの寄附金が支払われております。その他の多数の大学や研究機関に大量のお金が支払われており、結果として、テレビや新聞のマスメディアも多額の広告料を受け取り、科学的根拠もない御用学者を並べて、原発安全論の情報

を垂れ流す始末であります。そんなに安全なら避難区域や危険区域がこれほど拡大するはずはないではありませんか。安全の証明として、この人たちには原発周辺や避難区域に永住して、その安全性を証明してほしいものであります。原子炉を見たこともない国や東電に雇われた1学者や御用学者が、いくら放射能安全論を振りかざしても、何千何万ベクレルというセシウム137やストロンチウム90に大切な土地を汚され、仕事を奪われ、郷土を追われた住民にとっては、怒りと不信感以外の何ものでもありません。つい先ごろ、本県の原子力環境アドバイザーの1人が、解任要求の署名運動が始まり、このことが何よりも証明しているのであります。永田町も同様であります。政府の原子力関連予算は、年間4,556億円も使われております。原発王国と言われる本県にも、1974年から2002年までに1,887億円、鶴間原発と高速増殖炉モンジュの福井県には、1974年から2009年までに3,246億円もの交付税が支払われております。この高速増殖炉モンジュは、1995年、冷却用ナトリウムの流出事故以来、昨年5月、14年ぶりに運転再開したものの、8月26日、燃料交換用の中継装置本体が、いわゆる中継装置直径46センチ、長さ12メートル、重さ3.3トンが取り付け作業中に原子炉容器に落下したまま抜けなくなっており、今や運転も廃炉もできない状態が続いております。今年2月には、担当課長がその責任を感じ、自殺に追い込まれております。この事故は、世界最大の原子力の事故として、世界を震撼させました。高速増殖炉モンジュは、福島第一原発3号機の酸化ウランにプルトニウムを30%混合しているプルサマルのモックス燃料などとは違い、100%プルトニウムを利用していることから、世界最大の原子力の事故として注目されています。モンジュは、出力70万キロワットながら、プルトニウムの量は広島型原爆の100倍と言われております。営業運転の望みもなく、運転も廃炉もできない、このモンジュに政府は、これまで福島県の年間予算に匹敵する9,400億円もの巨費を投じてまいりました。今回の福島原発の事故に至るまで、1974年に放射線漏れを起こした実用化することなく16年間にわたり海をさまよいつづけた原子力船のムツミも1,600億円もの巨費を投じてまいりました。正にこれは原子力絶対主義に正気を失い、原子力マネーで群がった狂気の政治そのものであり、いわば国政そのものがメルトダウンしていると言わなければなりません。放射線汚染に苦しみ、仕事やふるさとを追われ、絶望感にあえぐ被害者住民を尻目に、今、内閣不信任や大連立などの猿芝居を演じている国会を見ると、正にメルトダウンどころからメルトスルーそのものであります。3月11日の1号機の水素爆発、そしてプルサマル運転中の3号機の核分裂を伴った爆発事故は、11日から12日にかけてメルトダウンし、その現場は手を付けられない状態が続いているのであります。しかも、メルトダウン報告は、事故から2か月も経ってからの報告であり、正に原子力安全保安員と原子力安全委員会そのものがメルトダウンしていることを証明しているのであります。事故から3か月経過した今、建屋に電気が付いたこと、地震でひびだらけの原子炉建屋に海水をかけ流し、10万トンにも及ぶ高濃度汚染水が滞留していること。原子炉建屋

の一部に人が入れたこと以外、何にも進んでいないのであります。東電の事故収束の工程表も何度も見直しを迫られ、収束どころか高濃度汚染水の浄化作業に翻弄され、見通しも立っていないのが正にこの現状であります。しかも、その増加費用は10兆円を超える規模と言われております。この高濃度汚染水の浄化作業を請け負っているのがフランスのアレバ社であり、3号機のプルサマール燃料のモックス燃料を作っている会社なのであります。メルトダウンした原子炉1号機は40年前の古いもので、内部損傷が激しく、原子炉地下より今現在、毎時4,000ミリシーベルトを越す高濃度汚染水の水蒸気が吹き出し、作業ができない状況に陥っています。4,000ミリシーベルトと言え、4シーベルトであります。人間の健康被害で言えば、2シーベルトから6シーベルトの被害で半数以上が死亡し、7シーベルトで即死でありますから、当面、復旧は絶望的な状況にあります現場では。炉心熔融、いわゆるメルトダウンで2800度以上に温度が上昇した3機の原子炉は、1,300万と言われるコバルト60を発生しながら原子炉圧力容器を突き破り、原子炉格納容器も突き破り、今、メルトスルーしたものと見られています。1号機では、燃料棒392本のうち70%が損傷、2号機は548本の約30%、3号機は548本のうち25%が損傷していると見られております。燃料棒を包んでいるジルコニウム管は、1030度融点でありますから、溶けた燃料プレートが飛び出し、その燃料が一定の形状に集まると、必ず核分裂反応が始まり、再臨界を起こす危険が十分あるのであります。燃料プレートが一旦燃料棒から外に出て再臨界した場合は、制御棒で止めることが絶対できません。それだけの危険性が十分にあるのであります。また、燃料棒が破損し、メルトスルーした原子炉は、解体も困難であると言われております。事故から25年が経過したチェルノブイリでも、燃料棒が溶けるメルトダウンしたものの、メルトスルーはありませんでした。原子力の専門家によると、メルトスルーした原子力は、ほとんど解体不可能と言われております。また、もう1つの大きな問題は、プールにある使用済み燃料の問題であります。事故当時第一原発には1号機から6号機まで合わせて5,042本の燃料棒がプールにありました。特に定期点検中だった4号機の燃料プールには、実に1,535本のうち未使用が204本、使用中が520本合わせて724本の制御棒が地震で水漏れのするプールに入れられております。また、そのほかにも1号機から6号機以外の使用済み燃料棒が6,375本も入っている共用プールが、4号機のおきに存在することが明らかになったのであります。これも同じく地震で冷却装置が動かない、水漏れをするプールに入れられております。合わせて1万1,000本以上の燃料棒が冷却のできない、水の溜まらない再臨海の危険のあるプールに入れられているのが、現状であります。原発の燃料棒は、1号機から5号機までは88タイプでありますから、64本で1本であります。6号機は118万キロワットなので、99タイプですから81本で1本と数えます。しかも、6号機の燃料棒は、空冷で冷やすことになっておりますから、危険性もあります。特に危険性の高い3号機は、プルサマールのモックス燃料です。昨年10月からの営業運転開始以来、既に36

本の使用済み燃料が始動されているのであります。プルサーマルモックス燃料は出力が強力なため、崩壊熱が下がるまでは通常のウラン燃料の約10倍と言われますから、300年から500年はかかると言われております。それだけプルサーマルモックス燃料は、危険性が高いのであります。また、新たな問題として、最近、4号機わきの共用プールから冷却水がなくなっているのではないかと、いわゆる白い水蒸気が見られること。停止中であつた4号機の芯からも大量の白煙が上がっていること、また、メルトダウンした1号機からは溶けた燃料棒が格納機を通り地下に溶け出し、原子炉建屋のコンクリートを突き抜け地盤に流れ落ち、地下水を汚染していると見られております。これは、1号機から3号機すべてそういう状況であることを報告されております。原子炉建屋の外に出た燃料棒の固まりにいくら水をかけても、冷却することは不可能であります。恐らく事故隠しと隠ぺい体質の得意の東電は、数か月後にこのことを発表することになるでしょう。いわゆる原発マネーから縁のない原子力科学者たちは、この実態を詳細に報告しております。また、2号機の地下水からは、ストロンチウム90が、国の基準の70倍を超える数値が検出されております。すべての電源が失われた原発事故より5時間あまりでメルトダウンは始まったのです。地震のあつた数日後に原発の排水溝から炉心溶融したときしか出ないテルロやロテニウム、ストロンチウムが検出されたことは、既に報道で明らかになっております。国や東電がいくら隠しても、隠せば隠すほど、実態として浮き上がってきます。4月12日、山木屋小学校の校庭から要素、セシウム、ストロンチウム90が、合わせて5万9,075ベクレルが検出されました。これは、メルトダウンの証明をするものであります。農水省による3月下旬の山木屋地区の土壌調査では、要素、セシウム134、137が合わせて5,690ベクレルの高い数値が検出されました。放射能の線量は下がっても、放射性物質の蓄積量は増えていくのが放射能汚染の特徴であり、恐ろしさなのであります。文部科学省の調査では、チェルノブイリの80キロ圏内で見られるセシウム134、137の蓄積量は60万ベクレル以上に達し、その汚染は計画的避難区域以外の南相馬や伊達市の一部でも見られております。今、政府は、これまで子どもの被曝線量許容量を1ミリシーベルトから20ミリシーベルトに上げましたが、この数値の放射能は危険がないと言っていることは、国家的犯罪と言わざるを得ません。そもそも1年間1ミリシーベルトの基準は、放射線の被曝はどんな微量であっても危険性があるという科学者の科学の到達点であり、それでも避けることのできない被曝があるので、やむを得ないことで決まっているのが、1ミリシーベルトであります。そのときどきの政府の都合で決めるような性格のものではありません。したがって、子どもたちが長袖を着、マスクをし、窓を閉め切って授業を受けなければならないような状況は実に異常であり、東電と国の責任は重大なのであります。このように原発事故による深刻な状況が続く中、日本経団連の米倉会長は、千年に一度の津波に耐えているのはすばらしいことだ。原子力行政は、もっと胸を張るべきである。そして、原発事故は徐々に収束に向かっているなどと、およそ事故の実態とはかけ離れたこ

とを述べ、やがては自分たちにふりかかっていることも知らず、T P P 推進を声高に叫んでおります。正に空気を読めない人物が、経済界のリーダーなのであります。もっと恐ろしいのは、環境省の動きであります。こともあろうに6月9日、環境省事務次官が福島県に対し、原発事故で排出されたがれきの最終処分場を本県に建設したいと言ってきたのであります。想像はしていたものの、これほど早く悪魔のささやきが始まるとは思っておりませんでした。国や東電の加害者たちは、放射能汚染で住めなくなった土地に、放射能汚染のがれきはもとより原発の高濃度汚染解体がれきや使用済みの燃料棒の処分場を造りたいのは、本音であろうと思います。いわゆる第2の六ヶ所村を本県に造ろうという企みであることは、明らかであります。これは、県民的糾弾しなければなりません。放射性汚染、がれきの最終処分場建設は、その手始めであることは明白であります。放射能汚染で避難やその対策で汲汲している状況の中で、到底許されるべき言動ではなく、その神経を疑わざるを得ません。正に被害者の感情を逆撫でする言動であり、許されるものではありません。今、国や東電が加害者としてしなければならないことは、いち早く放射能汚染で経済的苦しみを受けている人たちへの生活再建と経済的補償であります。事故から3か月経過した今日になっても、放射線汚染の被害者に対し、県も国も1円も金を払っておりません。東電も避難費用の一部として100万円の仮払いをただけです。農家への仮払い補償金も、中小企業への仮払金もいまだに支払われておりません。事故は収束されなければ、被害全体の補償はできないと言っております。つまり事故の収束の見通しがなければ、補償も賠償もしないと言っているのであります。東京電力のこの会社に加害者意識も、その罪の意識の何にもないのが実態であります。それらの観点から、私はその被害者の1人として、加害者である国や東電を絶対許しがたきものとして、その姿勢を質すものであります。今、当町は、国の原子力発電所事故調査・検証委員会のメンバーでもあります。そして、これまで何度も総理官邸に出向き、総理や官房長官に一番近い首長と言われております。是非明快な答弁を期待するものであります。

次に、富岡興業の産廃処分場の福島県による滞留水強制放流についてであります。この問題は、一昨年の操業許可取消しにより、実質的には国は県が管理しているような状況の中で、汚染水放流を強制的に行った問題であります。正にこの問題も原発事故とよく似たオーバーラップする問題であります。問題は、本町も隣接している二本松市民も市長も口太川への放流は絶対認めないというのに、県は流したという、単純明快な問題であります。要は、自治体の主権の問題であり、町の姿勢とその主権である町長の改めてその姿勢を問うものであります。

1つ目として、二度にわたる県の汚水放流強行について、町は今後どのようにするのか。

1番目の原発の問題でありますけど、原発事故による業種別の経済的被害の実態はどのようにつかんでいるのか。また、町として、具体的な対策、対応はどのようにするのか。また、補償、賠償についての具体的な取組みとその日程についてであ

ります。農業、商工業などの基本的な具体的な復旧、復興の計画は、どのようになっているのか。以上について質問いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 5番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

原発事故の対策対応についての第1点目、原発事故の業種別の経済的損害の実態は、についてのご質問でございますが、原子力損害の賠償につきましては、福島県において、原子力損害に関する関係団体連絡会議が、原子力損害を受けた被害者が属する各種団体、関係市町村、福島県を構成員として、5月2日に設置されました。主な協議事項は、原子力損害賠償紛争審査会での審議状況、県内関係団体の損害の状況、損害範囲判定の指針、賠償手続き等への対応などでございます。原子力損害の賠償につきましては、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき行われますが、第1条では、被害者の保護について、第3条では、原子炉の運転等により生じた原子力災害は、原子力事業者が賠償責任を負うことが規定されております。また、原子力損害賠償の場合は、故意や過失がなくても賠償責任を負う「無過失責任」と、原子力事業者のみが賠償責任を負う「責任集中」の特例が、原賠法により適用されます。原発事故の業種別の経済的損害につきましては、県内の各JA、畜産、酪農団体などをつくる農畜産物損害賠償対策県協議会で取りまとめ、第1次損害賠償分として4億7,700万円を請求しております。第2次損害賠償分としては、26億1,700万円を請求予定とのことでありますが、町内の損害額につきましては、今後、調査してまいりたいと考えております。

第2点目、町として具体的な対策対応は、についてのご質問でございますが、原子力災害にかかる相談窓口につきましては、福島第一、第二原子力発電所の事故を巡る原子力損害賠償制度の概要や原子力損害賠償紛争審査会が定める賠償の指針に基づき、健康についての損害、営業の損害、就労不能等に伴う損害等について、どう対応すべきか分からない被災者に情報提供するため、相談窓口を設置したいと考えております。

第3点目、補償賠償についての取り組みは、についてのご質問でございますが、損害賠償の手続きは、当事者である東京電力と被災者が行うことが基本ではありますが、被災者の速やかな救済及び損害賠償請求を円滑かつ適切に進めるために、きめ細やかな情報提供、相談や手続きの支援など、自治体が被災住民と一体となって対応していくことが肝要であるとの考えのもと、県と連携して遺漏なく請求手続きができるよう対応してまいりたいと考えております。また、先に設置されました原子力損害に関する関係団体連絡会議につきましては、中間指針等の策定における被災状況の十分な反映や仮払い等の請求事務本格化に伴う個人事業者等への支援を行うことにより、被災者、自治体、関係団体が一体となった全県的な対応を図るため、国への要望や円滑な賠償請求、支払いへの対応や構成団体の拡充により、活動を強化していくこととなっております。

第4点目、業種別の具体的な復旧復興策は、についてのご質問でございますが、

基幹産業であります農業につきまして、政府のふるさとへの帰還に向けた取り組みの一環として行われる農地の除染実験が、山木屋地区のほ場で土壌浄化への利用が期待されるケナフ・キノア・アマランサスなどの資源作物を栽培し、生育特性や放射性物質の吸収特性を調査するための現地栽培試験にかかる播種作業を6月29日に行う予定となっております。

この結果により、山木屋地区における栽培に適した作物を選定するとともに、土壌浄化に対する効果を検討しながら、土壌浄化技術の確立を図ってまいりたいと考えております。また、原子力災害対策本部が、5月17日に決定いたしました原子力災害への対応に関する当面の取り組みのロードマップ、大きくは6項目、細部18項目の状況を見据え、関係機関と連携するとともに、新たな対応を必要とするものは、ロードマップに組み込んでいただくよう要望し、取り入れていただきながら推進してまいりたいと考えております。

次に、二度にわたる県の汚水放流強行について、町の対応は、についてのご質問でございますが、ご質問は富岡興業株式会社産業廃棄物最終処分場に関する件でございます。本年4月4日及び5月27日の2回、県は富岡興業に対し、同社の産業廃棄物最終処分場からの放流を事業者に指示し、放流を実施させました。その量は、4月4日は100トン、5月27日は50トンであったとでございます。これは、滞留水をそのまま放流するというのではなく、浄化処理後の水を検査し、問題がないと判断された後の処理水を放流したとでございますが、この処分場は排水を全くしないという、いわゆる簡潔閉鎖型の施設であるというのが、処分場設置の条件であるにもかかわらず、地元に対しても、町に対しても、何の断りもなく放流を執行したことは誠に遺憾であり、既にご報告申し上げているとおり、それぞれ放流当日に、県に対し、文書をもって強く抗議してまいったところでございます。申すまでもなく、処分場の位置する山木屋地区の住民の方々は、原子力災害にかかる内閣総理大臣の計画的避難区域との指定に基づき避難のため、放射能への恐怖と先行きに対する不安で一杯であります。このような時期に、二度にわたって放流を富岡興業株式会社へ指示し、実行させるとは言語道断であります。いったい県は、山木屋地区や川俣町をどのように考えているのか。放射線量が高いから、計画的避難区域だから、産廃の問題は二の次、三の次と考えているとしたら、それは大きな間違いであると言わざるを得ません。川俣町にとりまして、この問題の重要性が下がることはなく、県においても同様の認識でいていただくことを申し入れております。県は、法律に基づく措置命令を発したのでありますから、その履行までをしっかりと監督する義務がある。措置命令が達成できないときには、命令を受けた者に代わって県が行う、いわゆる行政代執行にまで県は言及しているのですから、地元山木屋地区の方々はもとより川俣町全体、そして、下流域である二本松市の方々の安心、安全が確保できるよう、しっかりとやってもらうことであると考えております。

以上で答弁といたします。

- 議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。
- 5番（菅野清一君） 富岡興業のやつなんですけど、これ2回とも断ったんですよ県の方には。どういう例えば4月4日と5月27日ということは、4月10日ときたわけじゃないでしょ。4月3日、その前に来たんでしょ。具体的にどういう内容で、どなたが来ましたか。
- 議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。
- 町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。
2回の放流の際県からの通告というか、その状況についてのお質しかと存じます。いずれも事前に連絡がありまして、放流をするというふうなことでございました。
- 議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。
- 5番（菅野清一君） 電話で言ってただけですか。それとも来てご丁寧に流しますと説明したのか、それとも電話連絡だけだったのか、それはどこの部署のどういう者ですか。
- 議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。
- 町民税務課長（高橋良之君） まず、4月4日ではありますが、4月4日は、これは当日ですね福島県の産業廃棄物課の課長から川俣町副町長に電話の連絡がありました。それから、次の5月でございまして、こちら5月26日の17時ですね、県的生活環境部の次長から副町長に電話で通報がありました。以上です。
- 議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。
- 5番（菅野清一君） これなんで聞くかということ、要するに前の今は変わりましたが、生活環境部本体の次長の方からこれまでの何回かの話し合いの中で、お互いに紳士的に信頼関係を持ってやりたいと、対処したいという話であったにもかかわらずですよ、こういう暴挙に出るといことは、簡単に言えばなめているわけですよ。てめえらそんなこと言っているなど、こういうわけでしょう、簡単に言えば。だから、これはね正に自治権の侵害ですよ、町長これ。抗議文1枚、2枚出したので済む話じゃないよ。本当に胸ぐらつかんでもいいくらいの状況ですよ、これ。完全におまえら従えということですから。本来は、そういう施設でないはずですよ。結局これやっていることは、今までやってきた業者と同じですよ。これだけのことをされて抗議文1枚で終わっている措置には私は理解できません。町長の考えをもう一度お伺いします。
- 議長（佐藤喜三郎君） 町長。
- 町長（古川道郎君） 議員がお質しのとおりでありまして、前に12月のうちにもいろんな意見を交わした場を設けてですね、県と地元の方での話を詰めてきました。その席上で確認されたことは、信頼関係を持ってやっていこうというようなことであります。ですから、私も今回のことについては、そういった約束したことをこれは全く踏みにじる行為であるということ強く申し上げ、また、抗議文をもちろん出したんでありますけれども、前の次長、今度の次長にも直接会って、そのことは申し上げてきたところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） これ自治会の中でも前にも何度が出たんですが、本来であれば、これだけの違法行為の業者を20年間も認めて放置をしておいた県のこれは明らかな犯罪ですから、村田の処分場は、知事が2回来て、今の知事ですけど謝罪しております。浅野知事に替わってから。当然、これ知事の出席を何度も私ら求めてきたんです。これ町長、文書作っている間もつたいないから、知事が来て謝罪してもらいたいんです。言っていただけますか、謝罪に來いと。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 知事が来て謝罪をすべきだということについては、次長等についても県知事あてに出しておりますから、県知事が来てやるべきだということをお願いしました。来ているのは次長であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 今言って、今返事というわけにはいかないでしょうから、とりあえずこれは知事の出席を求めるよう、後ほど文書で出すようにしますし、知事呼べない事情があるならまた別だけど、これ呼べるわけですから、是非呼んで、謝罪するか、そこは中身で決めませんで、知事の出席をまず求めておきます。

原発問題に移ります。つい先ほど申し上げたとおり、今、現場は大変な状況です。私もあそこの知り合い何人もいます、現場の中に。日々連絡も来ますけど、とても何にも進んでおりません。今、3,000人ぐらい人がいますけど、ほとんどはゼネコンです、入っているのは。あそこに工事をやっている業者が入っているだけです。あとは何も進んでないですよ。もうとにかくあの地区の中が全体的にひびが入ってひびだらけで、どこの水がどこから漏れているかなんて全く分からない状態ですよ、現実には。だから、テレビや新聞で報道しているような、あんな単純なものじゃないと言うことをまず指摘をしておきます。だから、今、国が工程表なるものを作ってますけど、あんなもので解決しているなら事故なんか最初から起きておりません。東電という会社そのものが、運転しかできないんですから。部品も作っていないし、修理することもできない能力のない会社なんです。あれらは政治家を雇うだけの会社ですから。金儲けだけする。だから、5兆1,000億円も売り上げる会社が、3兆2,000億円の融資決まったでしょ、国民に払わないで。それはいいとして、とあえずその被害である実態について、今、具体的数字つかんでいないというのは、これどういうことなのでしょうね。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

その被害の具体的な町内の数字ということだと思いますけれども、まず、関係団体で組織しております例えばJAさんとか、あと県の酪農の関係では県酪連さんとか、あとはたばこの方、そういった形で県内1本化して、そういった請求のとりまとめをして請求をしているというような現状がございますので、それはそれぞれ問い合わせをしている段階ではございますが、まだ、それぞれの市町村ごとの具体的

な中身については、まだ、そこまでは把握できないというふうな状況でございますが、今後の中で把握していきたいと思っております。また、中小企業関係でございますけれども、これは東電の方の補償センターの方で商工会の方に出向いておりまして、これは6月1日から24日まで出向いてきているということでございますが、3月12日から5月31日までの81日分ということで、私の方で現在、聞き取りした段階では18件で、約2,600万円ほどの仮払いの請求をしたということまでは把握しております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 今、81日分なんですよね。ここ3年間の分の一番高いところを見て、81日分しか補償しないと彼らは述べているんですよ。彼らの都合で。で、実際は仮払いは3回あるわけですね。これ住宅手当の仮払いと農業補償と中小企業、実態は農業補償なんかは全く進んでいないわけですからね。そういう意味で、まず、よそのところはいいですよ。川俣町としての農業が、例えば山木屋だけに限らずですよ、実際どれだけの被害があるかということを経た今、つかんでいないというのは、私は問題じゃないかなと私は思うんですよ。現実、それじゃ何人で行っているんですか、今。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの何人に対応しているのかということでございますが、まず、今回の計画的避難に伴う原子力の対応につきましては、事務局体制ということで、これは山木屋出張所も入れますと7名体制でございます。また、それぞれ商工業とかに関しては、それぞれの担当課長、担当係長も含めた対応をしておりますので、それぞれの部署で例えば商工でありますと係長を含めて2名とか、課長入れて3名とか、そういうような形で対応しているところでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 中小企業の制度そのものは最近の話なんで、例えば先月17日から19日までの県議会で決まったのか急に、要綱が最近できたばかりなので、それはそれでやむを得ない部分あるんですが、ただ、具体的にどうするかとかなんかの前に、まず、町の産業として、例えば農業も商業も含めてどれだけの被害があるかということを経た今、つかんでいるというのは、まず、大原則でしょう。そこから何をどうするかということは、次のステップの話ですよ。そしたら、パトロール隊雇う前にそっち先でしよまず、私の言いたいのは、それが悪いと言っているんじゃないですよ。危険だから出るというところに危険なところにまたパトロールされているというのはいかかなものだと思うんですけど、人体実験も含めて、これが本当に行政のやることかと思うんですが、これも線量計を持たせながら、健康管理しながらやるということなので、それはそれで一部は認めないわけではありませんけど、いわゆるそういう人員だって雇えるじゃないですか、いくらだって10人でも20人でも。そしたら、そんなのは1週間ぐらいあればできるでしょう。だって、

実際、農協でとりまとめると言っただけ、農協にだけ出荷している人じゃない人も山ほどいるんですよ。商工会だって同じ、商工会に入っていない人もいますし、商工会で把握できない業者だっていっぱいあるわけですよ。そういうのをほとんどつかんでないんじゃないですか。そういう意味では、実際いくら被害があるか分からなくて、いくら要求するかできないわけですよ。ということは、来年の税収も全部含めて、これかかわってくるわけですね。まず、この辺については7人が多いのか少ないのか私分かりませんが、じゃ農業関係はいつ出てくるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

産業関係ということで、農業関係の被害の実態はということでございましたが、今あの農協さんの方は、今、議員ご指摘のとおり、JAに参画されている団体又は参画されていない団体というようなことで、幅広くおるものと認識をしております。JAさんの方の部分のとりまとめ分については、おおむね分かるところでありますけれども、JAの部分で参加されていない農業者の方については今現在、なかなか把握できていないというのが状況であります。今後は町の方ではいろんな説明会等並びに状況の把握についてやってまいりたいと考えておりますが、まずはその町の方の生産額規模としましては、今、農協さんというお話がありました農林水産業としては、町全体の生産額としては26億円というのが、町全体の中身となっております。そういう部分で、今後いろいろと関係機関とも連絡調整をして、早急な被害実態等々について把握に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は午後2時15分といたします。
(午後2時00分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。
(午後2時15分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 5番議員 菅野清一君の質問を続けます。菅野清一君。

○5番（菅野清一君） とりまとめしてないんですよ、まだ現実ね。だから、避難する中で、どうしてもやっぱり最後まで残っていたのが、やっぱり畜産関係の人が多いいんですよ、現実ね。そういう意味では、やっぱり取組みの方が遅かったんじゃないかなと。例えば補償金額として、例えば和牛とか乳牛の価格は決まっていますか。飯舘なんかは例えば和牛100万円の乳牛120万円とかと業者間で設定して補償金の方を決めてあるんですけど、この点についてはどのような状況ですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

畜産関係でございますが、まず、その補償関係の基準等は、おおむね固まりましたけれども、川俣町については、おおむね移動された牛関係とか豚関係等もござい

ますし、また、移動ちょっとまだできていないところもあるということで認識をしております。また、各々の個体の補償等については、肉牛関係ですとJAさんの方で主体的にとりまとめを行っております。また、酪農協さんですと、牛乳等の牛ということでやってございます。各々基準等の部分はできておりますが、最終的に各々農家さんの方の金額等については、町の方では把握まだしていないところでありますけれども、それも併せまして先ほど申し上げましたけれども、被害関係等の取り決めについては早急に情報を入れまして、実態把握に努めてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 各々やっているとなかなかできないですね。やっぱり行政が主体的にならざるを得ないと思うんですね。やっぱり役所がまとめ役として、例えば川俣だったらJA新福島とか、各々団体ありますよね。結局本来であれば、町の産業組合とか町が中心になって損害賠償、集団訴訟起こすくらいでなければならぬと思うんですね。自分のところの町の産業が、財産権として侵害されているわけですから、その辺の認識が違うのかなと思うんですけど。じゃこれまでそういう関係団体では、どのような打ち合わせをどのくらいやっておりますか。

○議長（佐藤喜三郎君）

○産業課長（沢口 進君） 主に農業関係の部分でございますが、その中で打ち合わせ等でございますが、まず、JA関係につきましては、JAさんの方で連絡会議というものを設けまして、これは行政並びにJAさん、あとは全農さん等々の参画団体が入りまして、JAの方の受ける部分については、週2～3回的な1週、2週で1回程度の範囲で会議等を持ちながら補償等の問題についての部分では話をしてまいりました。あと特に畜産関係でありますけれども、肉牛等につきましてもJAさんが主体となった取組み等を行うということで、町又は現地対策の方の方々と現地の方の生産者の方におじゃまさせていただきまして、直接、牛の方の移動、又はと場等々の部分の中身等についてもいろいろと打ち合わせをさせていただいた経過がございます。また、生き物で扱うものにつきましては、やはり移転先等の部分も大変苦慮した部分がございますけれども、牛等につきましては、相手先等の部分ももちろんございますので、十分相手先のこと調整を図りながら移動が可能なのか、又はできないのか等々も併せまして随時行ってきたところであります。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） なんとなく進まないのが分かりました。これ畜産だけじゃなくてほかの生産者も同じであります。今、既に避難している者、また避難でなくても被害を受けている者、これ縷縷あるわけですから、例えば葉たばこなんかにしても今年の方は補償なんとかなるそうなんですけど、次年度以降はほとんど何も決まっていないというのが、これ実態ですよ。あの狭い仮設に入れられて苦しむというのは目に見えているわけですから、現実はどういう感じで希望を与えていくかだと思

んですね。実際はいつ戻れるか分からない状態だというのはこれ現実だし、現実にあの原発の状況って、悪くなるとも良くなるは全くなっていないというのはこれ事実ですから、収束なんてとても今あり得ないような状況であります。とりあえず今、そうであっても、今、とりあえずどこかに避難して飯食わなきゃならないわけですね。そういう部分で、これはやっぱり国の避難命令とは言いながらも、行政はそれを荷担せざるを得ない状況で避難させたわけですから、その責任はやはり一定の責任はあるわけですので、この特に農業関係の補償についてでも、早急に対策を取りながらとりまとめをすべきだと思います。現実にも今、東電の話の聞いたりする中では、なかなか簡単に払えそうにありません。中小企業にしても、81日分だけですからね、今現実には。そういう部分では、これ本当に満足のいくような回答にはなっていないのが現状です。そこで町長は、だれも選ばれないようなすばらしいポストに入っているわけですから、原子力発電所の事故調査・検証委員会は10人しか居ない中に入っているわけですね。その中でも当然中身見ますと、結構幅の広い意見が出来るような部署になっているようなので、この点について、その辺のことも含めてどのような対応をしているのか、まあ既に会議は2回やられたそうなんです、この次以降の日程の中で町長としてはどういう対応をしようとしているのか、その所見をお尋ねしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） まず、補償関係でございますけれども、これ農業関係各団体がもう既にやっていただいておりますし、山木屋地区においても、JAの山木屋の方で集まって何度となくやっております。そんな中では、所得証明の問題もいろいろ出されてきておりますし、収入なのか所得なのかという議論も再三再四やってきたわけでありまして。そういった話の中で、やっぱり言われておりますことは、田んぼ2～3反歩でも全く作れない中でありまして、そういったものについての収入としてそれを認定して、そして、その補償にするように持っていくんだということについてのことが、まだ解決に至っていないというのが私は現状だと思っております。そういった意味では、いわゆる零細と言いますか、大きな農家については、それぞれの団体なりグループなどで既に出しております。でも、まだ先程来、質問ありますように、今年1年だけじゃないんだよということも踏まえまして、それは納得いくものではないと思いますが、いわゆる零細農家等について、それらについての窓口を農協の方でしっかりやってもらえるように言っているわけでありましてけれども、なかなかいかない面があると農家の方は言って、役場の方でなんとかやれないのかというような声も寄せられておりますので、町の方でも7月にその窓口を作って、そういった皆さん方の要望などを十分に聞きながら、関係団体とも一緒になって東京電力なりの方に要望活動と言いますか、請求をすると、要望と言いますか、請求をしていくんだというようなことでの支援をしていくと、そんな考えでおります。

また、事故調査委員会でありましてけれども、6月に1回、1度だけ16日か、やってきたところでございますけれども、私、10名の委員の皆さん方が初めてお会

いしたわけでありますが、それぞれの会の代表と言いますか、専門家と言いますか皆さん方ばかりでありまして、福島県では直接的には私だけであります。しかも、いわゆる原発地域ではない中での私の立場でありますので、これについての私の事故調査委員会での立場は、多くの避難される方を受け入れたことと、そしてまた、避難をせざるを得なくなったこと等も踏まえた、そういった自治体、しかも原発地域ではないというようなことで、原発交付金とかなんかも一切それらを受け取っていた経緯もございません。そういった中で今回の震災、そして、原発事故にかかって経験、体験したこと、また、いろいろと知見したことについて意見を述べていただければいいというようなことでございます。そんな中で、私、第1回目のときに申し上げてきたのは、ただ避難だけでありましたけれども、いわゆる避難にあたっては、原子力発電所を抱える地域にとっては安全神話があったわけでありましてけれども、一方ではいつか何かあるか分からないということでの国としてのいわゆる避難対策なり、安全対策について地域の皆さん方の安全、安心を守ることについてのいろんな政策、対策があったんじゃないかと。しかし、今回を見ていると、さっぱりそれは機能しなかったんじゃないかと私は思っております。直接的に避難そのものが、自治体の首長から私どもの方に直接朝電話をよこすような状況で、いわゆるあれほどの危険を伴う放射能を持った原子力発電所の事故について、それから初歩の対応が始まるということは、住民の安全、安心を守ることは二の次になっているんじゃないかと、そのようなことを申し上げてきたところでございますけれども、これから来月初めに委員会があるわけでありまして、月1回くらいの開催だということでありまして、今のところは来月の中旬に開催されるということでありまして、そのような立場で私どもの被災の皆さん方の声を届けながら、このような事故が今後発生しないように、また、発生した、そのためにもそうしたことについての検証をしっかりとすることの中で、私としてももちろん勉強もさせてもらう考えであります。皆さんの声を届けていきたいと、そのように思っているところでございます。

○議会事務局長（高橋清美君） 残りあと3分です。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） せっかくの会議でありますので、特に規制はないようなんでありますから、その辺のことはこれからの会議の中で十分生かしていただいて、一日も早い賠償を望むものであります。

最後に2点だけ聞いて質問を終わりたいと思います。土地改良の問題なんです。この土地の所有権をどういう形でやるかで大きく変わってくると思うんですよ。例えば地元自治体から要望してやられたというなら、あんたらが要望したからやったんだというだけで終わっちゃいますから、現実にはいずれまもなくは立ち入りできないような状況になる可能性は今、非常に高い状況になっています。80キロ圏内では60万ヘクタールの数字が出ていますから、まもなく土壌調査も入るそうですので、入れれば相当の数字が出るのが予測されます。本来であれば土地はやっぱり一度東

電に借り上げしてもらおう。それで、10アール20万なり30万の補償金を出しながら、組合員は要するに自宅でやると、自宅において作業をするというのは一番懸命だし、補償も一番しやすいはずであります。そのことをまず、検討していただき、要望していただきたいということと、あともう1つは、先ほど申しましたけど、原発の処理場をどうしても造りたいという魂胆があるようです。いろんな角度から探ってきますと。これは福島県に来たわけでありまして、最もその被害を受けている町の町長として絶対にそれは受けないと、ここで明言をしていただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 5番 菅野清一議員に答弁いたします。

私の町では、そのようなことを受けるつもりは全くございません。

今後の土地の運営については、土壌調査が入ります。それによって川俣町の場合は、先ほど質問ありましたけれども、測ったところでは2,600ベクレル、5,200～5,600というようなことで、それぞれの地域によっては差があるわけがありますけれども、それにあつた土壌の改良をするために、この植物の植栽をやっていくというようなことで始まります。その後、じゃそれをどのように除染するのか、具体的にそれでやっていけるのか、しかし、その放射性物質はなくなっていないわけでありまして、それをどうするかでありますので、そこを借り上げするとかなんかにについては、まだそこまでは至っていないわけでありまして、今後の営農活動をどのようにしていくかの中で、これは地元の方々ともその土壌改良も含めながら検討していかなくちゃならないと思っております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で5番議員の一般質問を終結いたします。

次に、13番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○13番（石河 清君） 13番議員の石河でございます。質問に先立ちまして、今回の東日本大震災におかれまして、お亡くなりになられた皆さん、また、被災されたすべての方々に対しまして、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。

私は、地域住民の皆様方や町民の方々から私ども日本共産党や党後援会の方にお寄せいただきました諸要求や願いの中から、先に通告しておいたとおり、大きくは1点でございますけれども、細部4点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策、対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

今回の大地震、原発事故からの復興、取組みについてであります。東日本大震災と東京電力福島第一原発の事故から3か月と12日が経ったところであります。季節は冬から春へと、そして初夏へと大きく移り変わりました。しかし、津波や原発事故で避難を余儀なくされた人々、方々にとりまして、3か月という月日は短くもあり、大変長くもあつた毎日であつたというふうにする次第であります。今、町民の願いは、原発事故が直ちに収束し、いわゆる3月11日以前の日常生活を取り

戻すことであります。国と東京電力は、すべての情報を公表し、国民に知らせることと同時に、国内外の英知を結集し、あらゆる手だてを尽くして放射能汚染を食い止めるべきであります。計画的避難指示に伴って本町におかれましても509世帯、1,252人の山木屋地区住民の方々が避難生活となったわけでございます。避難生活を強いられている住民の皆様方はもちろん、町民は放射能汚染による見えない恐怖と不安でいっぱいであります。原発事故は、農業、工業、商業をはじめとする様々な分野に甚大な被害を与えているわけであります。原発事故によって生じたすべての被害と損害について、原発からの距離や放射線量などの数字で線引きをしないで、被害の実態に合わせた全面賠償を行うことを強く求めるものであります。

細部の質問1点目であります。今回の大地震、原発事故によって、本町でも住宅被害や農林業、工業はじめ様々な分野で甚大な被害となっているわけであります。本町として、そのような被害総額はどのぐらいになっているのかお伺いしておきたいと思っております。また、原発事故によって生じたすべての被害と損害について、全面賠償について、東京電力と国に対して、当然行うべきであるというふうに思うわけですが、今後の当局の対応について伺うものでございます。

続いて、細部の2点目、世論調査、これは昨今やったわけでございますけれども、NHKで原発を減らす、廃止すると答えた人は、57%と過半数を超えております。今、福島第一原子力発電所の事故で原発の縮減、廃止を求める国民の方々が急増しております。今後ますます問われてくるのが、原発から自然エネルギーへの政策転換の決断であります。自然エネルギーの戦略的拡大、節電や省エネルギーの推進を大きな柱とした対策でもって原発からの撤退、原発ゼロへの道を切り開いていくことは十分可能であるというふうに考えるわけですが、この点についての町長の所見についてお伺いしておきたいというふうに思う次第であります。

続いて、細部の3点目の質問であります。今後の山木屋地区について、生活基盤や農業基盤の再建を図るためには、放射能物質を除去することはもちろん、東京電力と国の責任で土壌の改良など実施するよう強く要望すべきであるというふうに思うわけであります。せめて、いつの時期になったら住み慣れたふるさとに帰り、農業などを再開できるのか、その辺の見通しいわゆる工程表なども示すべきであると考えているわけですが、今後町の対策・対応についてお伺いしておきたいと思っております。

最後の質問4点目でございます。町民の皆さんが安全に暮らすためにも、また、住民の皆さんの不安を取り除くためにも、本町内に少なくとも各行政区ごとくらの土壌の調査、あるいは線量の測定をきめ細かく実施をし、ホットスポットなどの現状把握に努め、早急に住民の皆さんに公表すべきであるというふうに考えるわけであります。当局の今後のこれらについての対策、対応についてもお伺いしておきたいというふうに思う次第であります。

以上、細部4点ほどの質問になりますけれども、当局の今後の対策、対応についてお聞かせをいただきたいというふうに思う次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

大地震、原発事故からの復興取組みについてのご質問 1点目のうち、東日本大震災による公共施設等の被害状況を申し上げますと、6月22日現在、役場庁舎をはじめ、学校教育施設では小・中学校6校、社会教育施設では、中央公民館など5か所、福祉施設1か所、罹災証明を発行した住宅等の被害が530棟、町道の損壊101か所、農地・農業用施設などへの被害が60か所などとなっております。現在、その復旧や対策に取り組んでいるところでございます。また、宅地で45件、農地関連で11件を災害復旧対策として事業費にかかる補助金の交付を決定しているところでもございます。

次に、原発事故に伴う損害賠償につきましては、本町では、東京電力及び国に対して、いまだ原子炉の安定が図られず、収束の兆しが見えない状況の中で、実害、風評被害等により、地域経済はもとより社会全体が極めて深刻な状況であることを訴えるとともに、原子力災害の早期収束に向け万全を期すことや実害、風評被害等を受けた農林業、商工業者などに、全面的な補償を行うことなどについて誠意ある対応を強く要請したところでございます。今後につきましても、被害者の迅速な救済のため、事故が収束せず被害総額が確定しない段階でも、損害賠償金の暫定的な支払いを大至急行うことを強く要請していきたいと考えております。

次に、(2)の自然エネルギーの戦略的拡大、節電や省エネルギーを大きな柱とした対策で、原発からの撤退、原発ゼロへの道を切り開くことは、十分可能であると考えているが町長の所見は、についてのご質問でございますが、原発につきましては、原発依存体質から逃れられない状況が心配であるとともに、福島県内の問題として、この福島第一原発事故の問題を矮小化してほしくないと考えております。また、この原発事故については、東電だけでなく、国が責任を持って原発問題に取り組むよう国に求めていると考えております。加えて、高レベル放射性廃棄物の処分方法が決まらないのに、原発の運転を国や電力会社に任せることはあり得ないことでありまして、原発のあり方について深く検討しなければならない時期が来たと考えております。既に私たちは、このために多くの犠牲を払ってきました。原発立地町でもなく、40キロも離れた我が町の住民が、過酷な避難生活を強いられた放射能の恐ろしさを実感させられた原発事故被災町として、原発への依存から脱却し、新たな枠組みづくりと生活のあり方を考えることから、太陽光などの再生可能エネルギー、地熱、天然ガスの利用拡大等、エネルギー政策をとらえ、大きく転換していくべきであると考えております。

次に、(3)の今後の山木屋地区の生活基盤や農業基盤の再建を図るためには、東京電力と国の責任で土壌改良を実施するよう強く要望すべきであり、いつになったら帰って農業などを再開できるかの工程表を示すべきと考えるが、今後の町の対策対応はとのご質問でございますが、現在、国において、原発事故により放出された放射性物質による環境影響の問題に対応し、機動的に調査研究、技術開発を行うこ

ととし、その対策基盤の確立を目指し、対策に不可欠な放射性物質の分布状況等の把握、土壌からの放射性物質の除去に関する調査研究、技術開発を行いその基盤を確立し、これに引き続き関係省庁による継続的な対策を行うこととしてございます。その中で、農業土壌等における放射能物質除去技術の開発を行うため、現場ほ場等における実証試験を行うこととしてございます。町では、復興計画に基本構想を策定し、内閣総理大臣に要望活動を行なってまいりました。更に、5月28日と6月15日、農林水産大臣に原子力災害の対応に関する要望書を提出してまいったところでございます。5月28日の要望では、農地土壌除染技術開発等を山木屋地区において現地実証試験を実施すること。再生・復興に向けた土壌改良等の取り組み支援として、原子力災害被災地の再生・復興モデルとして山木屋地区を位置づけたうえで、農地等土壌除染の早期実施と営農再開・地域復興に向けた支援を行うよう申し上げてまいったところでございます。また、6月15日の要望では、山木屋地区における農地等土壌除染にかかる現地実証試験の速やかな着手についてと農地等土壌除染にかかる現地実証試験の結果を踏まえた除染対策の速やかな実施について申し上げてまいったところでございます。国は町の要望を受け、国家プロジェクトとして取り組むこととし、実施のため6月21日、技術者が来庁し、現地で基本的な打ち合わせを行い、6月29日に山木屋地区の水田及び畑において、土壌浄化作物として有望と考えられるケナフ、キアノ、アマランサスの現地栽培試験を行うこととなりました。また、国へ要望申し上げておりました計画的避難区域にける農地、農業用水路等の保全管理につきましても、条件付ではございますが、可能である旨の指針が示されたところでございます。今後の対応対策につきましては、現地実証試験等の結果を踏まえ、国、県と連携を図りながら、農業再開に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、(4)の少なくとも行政区ごとに土壌調査や線量の測定をきめ細かく実施し、ホットスポットなどの現状把握に努め、早急に住民に公表すべきと考えるが、今後の対策対応についてのご質問でございますが、本町では、町が独自に3月下旬から環境放射線測定を行っておりますが、4月5日から毎日、山木屋水境、小網木公民館、大網木公民館等、山木屋地区から福田地区まで全町的に25か所の環境放射線量モニタリング調査を行っており、また、ピンポイント測定といたしまして、多くの人が集まる道の駅、町体育館、農村広場等19か所の環境放射線量モニタリング調査を行っております。測定結果につきましては、毎週金曜日発行の「災害対策本部からのお知らせ」に掲載するとともに、毎日、町ホームページ及び携帯サイトにおいて公表しているところでございます。福島第一原発事故の避難区域外で、年間の積算放射線量が20ミリシーベルトを超える可能性が高い「ホットスポット」につきましては、現在の測定ポイントからは見つかっておりません。しかし、これからも継続し、25か所の環境放射線量モニタリング調査を実施するとともに、19か所のピンポイント測定箇所を増やすなど、臨機応変な対応を図り、「ホットスポット」の現状把握に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 何点かについて再度質していきたいというふうに思う次第であります。改めて申し上げるまでもなく、本当に今回の特に原発の事故にありましては、12市町村が避難指示が出され、私どもの山木屋地域の自主避難も含めて、今約10万人が避難強いられていると、そういう状況にありまして、3か月以上経過している今日でありますけれども、更に被害が拡大し続けているというのは実情ではないかなということで、日本の災害史上でもとにかく類を見ない深刻な災害というふうに言わざるを得ないわけでありまして。本県だけではなくて、隣の宮城県、岩手県、茨城、群馬、栃木、埼玉、千葉県、東京都、神奈川、静岡県と、当面これらの県外のところまでも被害が及んでいるという状況にあるわけでありまして。そういう点で、まず、最初に、町長にお伺いしたいんですが、今回の原発事故によって、特に私はいわゆる補償、賠償という点で、やはり大事なのは、やはりこの原発事故はこれ人災でございますので、とにかくすべての被害について、やはり東電、国にやはり小さな問題でも町がきっちり把握をして、先ほどのいろいろ答弁聞いておりますと、被害総額がいまだにつかんでいないという状況にありましてけれども、その辺を早急に把握をしていただいて、やはりすべての被害について東京電力、国の方に賠償、補償していただくようにですね、とにかく3月11日の以前に戻させる、やっぱりこの辺の何というのかな覚悟をきっちり決めて、まず町長に進めてもらいたいと思いますが、その辺についてまず、最初に。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小さな被害まで含めてということでございますので、町の方でも今後の中で専門の体制をつくりながら対応できるようなことで考えておりますので、細部の被害も含めて東電にきちんと請求できるようなことで進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 6月11日かな、これ新聞報道によりますと、農林水産物のいわゆる出荷停止とか風評被害で、これは1回目、2回目ということで、15件のぼる被害について請求するという新聞に載っておったのですが、当然これらについて本町の被害については把握しているのかなというふうに思うので、その辺について、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、ご質問のJAさんが主に今、先行したというか、一番先に東電の方に請求をしている状況でございます。あのJAの方のとりまとめ等については、福島川俣版のJA新福島の方が一応窓口となりまして、今、実施をしているところであります。その中で川俣と福島分の金額等は、大体6,000万円から8,000万円の間に7,

000万円近い金額で当初今、実施をしております。ただ、今回の賠償については、毎月毎月とりまとめをして行うという方向で今、進んでおりますので、毎月毎月金額等も今、増えている状況かと認識をしております。その中で今回、新聞報道等にあったような金額ということがありますけれども、そのうち川俣分又は福島分というのは、まだ状況的にちょっと把握していなかったところでありましてけれども、新福島全体としては7,000万円近い金額だったと思っておりますが、そのような金額で東電の方に請求を申し上げたという状況でございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 特に山木屋については、本年は稲作をはじめすべて作物を作らないということですので、いわゆる下の方の部分について、山木屋地区以外のところではほとんどこれ本町内においては、兼業農家が多いわけですね。そういう点で自分のところで食べて余った分について販売をしたりという農家がほとんど、第二種兼業が多いわけでありまして。いろいろ農業委員会なんかでも議論にはなっておるんですけども、いわゆるこのような小規模農家の本当に今、賠償、補償についてきっちり町の方が、先ほどもお話にあったんですけども、窓口となって、やはりそれらのいわゆる補償について、町がきっちり窓口になって、まあ農家だけじゃないですけども、本当に被害をきっちり賠償していく、補償させると、そういう立場に立って是非とも進めていただきたいなというふうに思いますので、その辺についても質しておきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先日ですけれども、県の方のそういった相談窓口、対象窓口の関係の打ち合わせもございまして、県の方としても、町と一緒にできる体制、例えばあと専門家の方も町の方にも派遣できるような体制も含めて検討していきたいというお話もございましたので、町としてもその受け入れ、そういった方も受け入れながら、しっかりした賠償、補償の請求できる体制を築いていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 2点目の自然エネルギーの戦略的拡大というところで、これは大変本町にとっても、これは大変今後重要な取り組みにあたってこれは重要なかなというふうに私は思っております。ご承知のように15日ですか、この原発事故を受けて、いわゆる復興に向けた基本理念を国に提言する、いわゆる有識者会議復興ビジョン検討委員会というところで、これ15日に県庁で開かれた、そのような新聞報道がなされております。基本理念として、脱原発の姿勢を打ち出した、そのような内容になっているように新聞報道がなされておりました。いわゆる脱原発を筆頭に明記されておまして、将来に向けた原発事故を克服して、住民の安心、安全に暮らせる社会を目指すような内容が盛り込まれたというような報道になっており

ます。本町、日本全体がそうでありますけれども、特に自然エネルギーについては、大変大きな私も可能性を持っているのではないかなというふうに思っているところでございます。いわゆる特に太陽光発電、中小河川を利用したいいわゆるそのような水力発電、地熱、あるいは風力発電、これだけでもこれは環境省で発表しておるんですけれども、20億キロワット以上が推定されているというふうな数字も出ております。これは日本のいわゆる現在の発電設備のいわゆる供給能力の約10倍の数字というふうになっております。原発の発電能力は、現在ですよ全体で4,885万キロワットというふうになっておりますので、いわゆる原発の54基動いているんですけれども、発電能力の約40倍のいわゆる数字にあたる。そのように推定、これは環境省からも発表が出ている。そのような数字も出ているわけです。特に本町におかれましては、うちのこの環境立地条件を考えた場合でございますね、特に広瀬川をはじめ中小河川が用水路までたくさんあるわけです。やはりそういう点では、特に水力発電、小規模の水力発電ですか、その辺に目を向けたやはり今後、脱原発に向けて積極的に取り組まれるべきであろうというふうに思うわけでありますけれども、この件について町長からお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁をいたしますが、先ほど答弁申し上げましたけれども、福島県が原発でこれほど世界に有名になったと、悪い意味で有名になっているわけでありますけれども、そういった意味では今回の県の委員会が脱原発を掲げて再生可能エネルギー、新たなエネルギーに展開していくんだというような提言をされたということは、私は意義あるものだとも思っております。そういったことを含めて、国の方でも今の菅総理大臣も再生可能エネルギーというようなことでよく言っているわけでありますけれども、そういったことが全国的な流れに今はなりつつあるのではないかなという思いも持っております。そういった意味では、いろんなエネルギーについて、脱原発を掲げ、また、原発に依存しないエネルギー源を確保するためには、いろんなことについて模索又は検討しなくちゃならないと思っておりますので、ただいま石河議員から話ありましたような水力発電も、そういった中には入っていくものと思っております。そういったことも考えながら、私どももこれからこのエネルギー政策が大きく転換される中で、町としてもそれらを取り入れることについては、最大限積極的に取り入れながら、このエネルギー政策に取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 特に大きな3番に移りたいと思うんですけれども、特に山木屋地区の皆さん今、避難されているという、避難を強いられて大変な状況になっておるわけでありますけれども、やはり山木屋だけではございませんけれども、今後のいわゆる町の復興に向けてのいわゆる復興計画と言いますか、復興のビジョンですか、そういうものもやはりこれ町として今後、明確にして、住民の皆さんと一緒にやはり元どおりの山木屋、この川俣町を再生していかなければならないとい

うふうに思っているところでございます。特にこれ土壌の改良をはじめ、今後、健康の面も大変心配でございます。当然長期にわたってモニタリングをやったり、やはりいろんなケアも含めたいいわゆる環境全体をいかにして本当にこの健康管理も含めて、将来についてやはりこのような復興計画、復興ビジョンといいますか、そういうものをきっちり、これは住民の皆さんと一緒にやって作成をしながら、やはり一日も早くふるさとに帰れるような方向に向けて進んでいかなきゃならないのではないかなというふうに改めて思っております。その辺について町長の今後の復興に向けた、いわゆるそのようなビジョン、そのような復興計画といいますか、そういうものも私は当然作っていかなくちゃならないというふうに思うところでございますけれども、その辺について質したいと思えます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

山木屋地区が計画的避難区域になったと、そんなことで今避難になっているわけでありましてけれども、山木屋地区の復興ビジョン、復興計画についてはもちろんでありますけれども、これは川俣町全体的なものでも考えていかなくちゃならないと私は思っております。先に議会の皆さん方にもお示ししました復興ビジョンについての素案でありますけれども、それらに肉付けをして、町の復興計画としてやっていかなくちゃならないと思っております。そんな中にも考えておりますけれども、まずは住民の健康の管理の問題であります。先ほど質問の中にもありましたが、セシウムの半減期は30年ぐらいになるんだということを考えますと、今後、30年間に亘ってやっぱり地域住民の健康管理は徹底していくことが大事だと思っておりますので、こういったことについても県としてこの地域住民の健康管理をしっかりやっていくということも国にも申し上げてまいりました。そのことについては、県で早速県民の健康調査も入り、健康管理事業に取り組むということで、先行調査として山木屋、浪江、飯舘村ということで入ることになりました。また、土壌調査関係でありますけれども、こちらの方にも今は汚染されておりますからマイナスであります。マイナスからゼロへ、ゼロから復興へというような考えでいるわけでありまして、その過程の中にあつてマイナスからゼロにするためにも、今、土壌調査はしっかりとやらなくちゃならないと思っております。これは国のプロジェクトとしてやってほしいというようなことを申し上げ、具体的に飯舘村と山木屋で入ることになりました。具体的に申し上げますと、飯舘村は山木屋より濃度が高いと言いますか、濃いわけでありまして、それに対する農作物はどんなものが土壌改良にあるのかということ。山木屋はそちらより薄いつて低いわけでありまして、じゃ低い低濃度のところではどのようなことができるのかということ。一体とした実証試験に入ってほしいということで一体的に入ってもらうことになりまして、既に飯舘村では先行して入っておりますが、この29日に山木屋でも具体的に入ることになったわけでありまして、そういった土壌改良の方法についてどれが適切なのか、適当なのか、合うことなのかということも含め検討して、更にそれをマイナスから

ゼロに持っていけるような土壌改良にそれが生きるかどうかについてこれからの課題であります。進むように要望をしているところでございます。また、もう1つは、産業面であります。今、避難生活を強いられている皆さん方が一次避難おおかたなっているんであります。川俣町から離れて福島の方にお借りしている皆さん方が半分以上であります。また、今回、パトロール隊の募集もやったわけですが、私ども若い人たちに入っていたきたいという思いがあったわけですが、なかなかそうはいかなかったのが現実であります。と申し上げますことは、既に若い人たちはもう勤め先を見つけてその方に行っているというような事例もたくさんあったわけであります。そういったことを考えますと、今、風評被害でこの町内の企業も町外に出ていった企業もあるわけでありまして、地元にも雇用の場を確保することが大事だと、そのようなことで先ほどの質問にも答弁いたしました。西部工業団地、町の方では手つかずであるわけでありまして、しかし、この際、私はそこを速急に開発して、造成をして、そこに受け皿としてしっかりと造ったうえでの企業の誘致なり、また、今、新たなエネルギーの開発研究、また、土壌の汚染のいろんな研究施設等も含めたことについての誘致活動を今後、展開していきたいというようなことで、このまずは工業団地の造成というようなことでお願いをしてきた経緯がございます。このようなことで山木屋地区の復興、復活も含め、また、川俣町内のことも含めながら、そして、隣の飯舘村も同じような課題も抱えておりますので、同じような課題については、私は一緒にやって2つの力を4つぐらいにできるんじゃないかという思いで、一緒に今、行動をしているところもあるわけがございます。そういった意味では、先ほどの質問にもありましたけれども、放射能汚染のメッシュの話がありました。これは、私はもう避難がありますから、今度は戻るようなことも考えなくちゃならないと思っております。とてもとてもまだ収束しないという見方いろいろあるかと思っておりますけれども、私はこの放射線量を常に量ってメッシュを作って、それを少なくとも月ごとくらいには更新しながら、この川俣町のこのところは何かマイクロシーベルトだと、こうなっているというように変化を見ることによって、ホットスポットがあれば、それに適切に対応したいと思っておりますし、また、濃度が少なくなっているのであれば、もう戻ってもいいんじゃないかと、そのようなことについても私は考えていかなきゃならないと思っております。そういったことを踏まえながら、現在、計画的避難区域の皆さん方とお話もしているわけでありまして、質問にありましたようなことについては十分そういったことを踏まえて、これから取り組んでいく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 私もやはり今は避難している状況にありますけれども、やはり今後は本当に一日も早く帰れる、そのようなことを願いつつ、やはり今、話もあったように、復興ビジョンについて、やはり当面、再生復興に向けての検討会みたいなものですか、そういうものを早急に立ち上げて、やはり復興ビジョンについて

も、やはり日程的な目標も持ってやはり住民の皆さんと一緒に、町民の皆さんと一緒に作っていかなくやならないし、工程表なども出せるような方向で進めていかなくやならないんじゃないかなというふうに思うところでございます、やはり年内の早い時期にこの復興ビジョンを町民に、山木屋の地区の皆さんに示せるような方向で是非取組んでいただきたいというふうに思う次第であります、その辺についても質したいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） さっきの質問にも答弁しておりますけれども、これについては川俣町の復興、まだ正式な名称ではありませんが、復興会議というのを作って、組織いたしまして、その中で復興再生計画、あるいはまた先ほども答弁申し上げましたが、いろんな面での義援金の問題等も含めた災害の復興にかかわることについて、そこでの場を設けながら復興計画の中身を詰めて、また、議会の方にもそれはお示しをしながら対策、対応を取っていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 最後になりますけれども、特に町長におかれましては、今回の事故調査検証委員会の委員ということでなられたわけでございます。是非とも私も大いに期待をしておりますし、町民の方々も、そういう点では期待しているところでございます。是非、先ほど申し上げました復興に向けての本当に委員ということで十分にその立場を活用されまして、そして、また今後、この原発の事故など起こらないようなことも含めて大いに全力で町長には取組んでいただきたいというふうに思う次第です。その点を最後にお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 先ほど5番 菅野清一議員にも答弁したとおりでありまして、皆さんの思いをしっかりと受け止めて、この事故調査委員会の方に臨んでいきたいと思っております。以上で答弁いたします。

○13番（石河 清君） 以上で質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、以上で石河清議員の一般質問を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は3時25分といたします。

（午後3時10分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後3時25分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 14番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤宗弘でございます。私は、日本共産党や日本共産党後援会に寄せられた町民の声の中から、今回2点について当局の考え方を質してまいります。

今、東日本大震災によって国民が大変な苦勞をしている。一日も早く元の暮らしをしたいと願っています。川俣町では、東京電力の原発事故によって大変な生活を町民が強いられているわけであります。このようなときに、国会では民主党も自民党も公明党も政治の中身抜きの党略的な政争に明け暮れているわけであります。今、国会が求められているのは、被災者の生活と成合の基盤の回復に、国が責任を持って早急に補償するということが求められているわけであります。また、原発事故の賠償を速やかに行わせるということであります。原発からの撤退を明確にしていくことが求められています。このように国政が被災者の立場に立っていないときだけに、町当局は町民の声を正しく受け止め、町民の不安を解消し、暮らしを守るために役割を果たしていかなければならないのではないかと思います。つくづく今になって私は思い起こすわけでありますが、私が原発反対を唱えていたのは30年前からであります。その当時、原発反対と言っても、正に議会の中では冷ややかな形で受け止めておりましたし、国民の中でも原発はトイレのないマンションを造るものだと、こんな危険なものは進めるべきではないという主張をしても、国民の中ではなかなか浸透しなかったというのが実態であります。こういう経験を踏まえてみますと、今の原発事故というものに対しては、安全神話ということで、対策については何ら法的な措置も何も取られていないのが実情なのであります。だから、今、町当局もいろいろと住民の暮らしを守ろうとしても、この原発事故に対しては、法的な根拠が何もほとんどないわけですから、避難問題にしても、先ほど町長が言ったように、国も県も何ら手が打てないうちに一方的に双葉町の住民や浪江町の住民は避難せざるを得ないという、こういう事態に陥ったわけです。だから、この原発事故の賠償問題1つを取っても、まずは被害に遭った自治体からどんどん国に挙げていく、制度を作らせていくという、正に発想の転換がなければ、住民の暮らしを守るということにはつながらないのではないかと、私は強く感じているところであります。現にあの避難問題1つを取っても、国も県も大熊町のあのセンターに集まって対策を取るんだと言っても、何ら手の打ちようがなかったというのが明らかになってきたのではないかと思います。だから、この事件については、原発事故については、正に国も県も一つひとつ第一歩から取り組まなければならない問題なんだという認識のうえに立って、町も取組んでいく必要があるのではないかと私は考えるわけであります。原発事故による損害賠償窓口を町役場にという問題の1つは、そのことであります。東京電力福島原発の事故による損害が、川俣町のすべての方にふりかかっています。特に今いろいろと議論されているわけですが、飯米農家や零細企業、個人の損害など原発事故がなければ発生しなかったすべての損害を東京電力に請求し、賠償させなければならないということであります。そのためには、個人が行うことは到底無理だと思うのであります。だから、町役場に原発損害賠償受付窓口のようなものを創設して、全町民の賠償をまとめて東電に請求できるように、町としては取り組むべきだと考えます。そのために今、この震災の取組みの中で、町職員だけの対応では到底無理だということが、私もこの

行政の中においてつくづく感じています。これ以上の過重負担を職員に課したのでは、倒れる人間が出てきたのではとんでもないこととなります。そういう点では、長いキャリアを持っている役場を退職したOBの方々の力を借りるなどして、このような対策の窓口を設けるべきだと考えるわけですが、この点について当局の考え方を質したいと思うわけであります。

第2点目の問題は、避難町民の救援をとという問であります。東京電力の原発事故により、川俣町から自主避難などの住民は何人いるのか。他町村から川俣に避難して住んでいる人は何世帯で何人いるのか。特に自主的に避難した町民に対して、町として何らかの救援体制を取る必要があるのではないかと考えるわけであります。こういう問題についても国の対応、県の対応というのは、事故は絶対起こらないんだと考えていたわけですから、これの救済策というのは何もないわけです。だけでも、国にとっても県にとっても、避難するのにどのぐらいの放射線なら避難すればいいのかという基準も今になってみてまた変わってくる。100日も過ぎてやっと出てくる。これでは命は守れないということで、乳幼児を抱えた人たちは、いち早く自主的に避難した人が何人もいるわけです。だからといって、その人たちは救済の手段が何も受けていない。まあ震災の証明書を出せと言って出してもらいたいと言って町の役場に来たら、これは全部断っていたんですね。やっと今日から発行するようになったわけですが、放射線被害に遭えば正に被災者です。この被災者を今まで町は全部断ってきたんですね。何を根拠にこういうことをやったのか。いわゆるこの原発事故に対する救済の措置が何もない中で、被災したから逃げたから、これに被災証明を出してくれという要求をすべて今まで断ってきた。これは住民の命や暮らしを守る根本的な自治体の行政としては、全くの私は間違いではないかと思うわけであります。いろいろと当局と詰めた中で、やっと今日から被災証明を出しますと言ったならば、まあ下を見てもらえれば分かるように、恐らく今日だけでも1,000人ぐらいが来たんですよ。これだけ町民が被災問題で悩んでいる。何もあの人たちが全部町長が言うように、高速道路を無料にするための証明をもらいに来たわけではないと思いますよ。原発の被災者だから来たんですよ、みんな。こういうことに目が届かないような行政であってはならないのではないかと、私はつくづく思うわけであります。だから、川俣町の町民は原発事故による被災地域の最前線に今立たされているわけで、精神的にも原発事故の全くの被害者であるわけですから、当然、町として全住民に対して、まあ私は原発事故被災者証明書ということを提起したわけですが、まあ内容はそれでも良いだろうと思います。まあ発行する考えはないのかどうか。特に自主避難した人たちに対して、この被災証明がないものだから、県外に行って救援物資を受けられないとかなんかといういろんな弊害が出てきているんですね。こういうところにやはり行き届いた町政、単に庁舎内にいるのではなくて、町の外に出て、放射線にあってどんな苦勞をしているのかを住民の立場に立ってきちんと身をもって受け止めるような行政に変えていってほしいということで、私の一般質問を進めたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、1点目、原発事故による損害賠償の受付窓口を役場に原発損害賠償受付窓口を設置し、全町民の賠償をまとめて東京電力に請求するように町として取り組むべきであると考えます。そのために役場職員OBの方の力を借りるなどの対策をとる考えはないのかとのご質問でございますが、原子力災害にかかる相談窓口につきましては、福島第一、第二原子力発電所の事故を巡る原子力損害賠償制度の概要や原子力損害賠償紛争審査会が定める賠償の指針に基づき、健康についての損害、営業の損害、就労不能等に伴う損害等について、どう対応すべきか分からない被災者に情報提供するため、相談窓口を設置したいと考えております。また、窓口の対応につきましては、町の職員を配置することはもとより、役場職員のOBの配置や県職員の派遣を検討してまいりたいと考えております。住民に最も近い相談窓口として、住民の切実な相談に対応し、相談内容に応じて県や弁護士、関係機関との連携を図りながら、問題解決にあたってまいりたいと考えております。

次に、第2点目、本町から自主的に町外に避難した住民の状況と他町村から本町に避難してきた住民の状況は。また、自主的に避難した町民に対して、何らかの救援体制を取る必要があるのではないか。また、全町民に対して、原発事故被災者証明などを発行する考えはないのかとのご質問でございますが、総務省が取り組む全国避難者情報システムを活用し、本町から自主的に町外に避難した住民の状況の把握に努めております。この全国避難者情報システムに基づき、本町より県外、町外に自主的に避難されている方の登録状況を6月20日現在で集約をいたしました。その結果、県外へは、北は青森県から南は鹿児島県への17都県へ26世帯、66名の方が、また、福島市等の町外へは3世帯6名の合わせて29世帯、72名の方が、この避難者情報システムに登録をされております。このシステムへの登録は任意でございますので、避難された方が避難先の市町村へ避難先等に関する情報を提供した場合にのみ、この情報がシステムに登録されますことから、実際の避難者数は、これを上回っているものとも考えられます。一方、本町へ避難されている他市町村の人数は、他町村からの情報提供や町営住宅への入居状況、一次避難所であるおじまふるさと交流館への入居状況などから、南相馬市から9世帯56名、川内村1世帯、1名、檜葉町から1世帯、3名、葛尾村1世帯、4名、浪江町32世帯、88名、飯館村の世帯数は現在、村で調査中ですが、人数は506名で、合計では638名となっております。

次に、自主的に町外へ避難されている方への支援体制について、でございますが、現在のところ本町では、町外へ自主的に避難されている方の的確な情報把握に努めまして、町広報紙等の送付や各種行政の通知書などが確実に届くよう配慮し、避難先でも安心して避難生活を送れるよう支援に努めてまいりたいと考えております。また、町では被災者支援の観点から申請のあった全町民に対し、被災証明書（動産被害用等）を即日交付すべく、本日6月24日より申請の受付を開始したところで

ございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 損害賠償の受付窓口の問題なんですが、今まで同僚議員がいろいろと質問した内容を聞いておられますと、既存の考え方のうえに立ってのみ処理しようとしているんじゃないかというふうに私は思うんですよね。例えばJAでまとめる、あとは商工会でまとめる、酪農組合でまとめる、既存のこの原発事故なんだと被害が放射線による原発事故なんだという発想を変えない限りは、今までJAがまとめてくれた、商工会がまとめてくれた、これが川俣町の原発事故に対する損害だという見方では、全く一部分できりないんじゃないかと思うんですよね。例えば乳幼児を連れて避難した人なんというのは、職場も投げ打って避難した人もいるわけですよね。こういうものは、じゃ何でつかむんだということになったら、今まで当局が答弁していた内容からは、何らつかむ方法はないんですよね。あとは具体的に申せば、川俣町で野菜の摂取制限がかけられた一番最初のシノブフジナだかシノブフユナか。あれを採っていった畑というのは、これはJAの方でつかんでいる畑じゃないでしょ。庭先にまいていたものをたまたまあれは茎だちが出荷終わっているから、なくてあれムームーと持っていったわけでしょ。庭に置いてあるものを。これで被害を被っているわけでしょ。こういう被害は、だれがどうやって請求するんだと。自分の家で作っていたものを持って行ったはいいが、食うなど言われたと。こういうもの、じゃあJAでちゃんとつかめるのかと言ったら、つかめないでしょう。商工会でつかめるのか、つかめないんですよ。だから、そういうものまで全部ひっくるめた損害が、川俣町の放射線による原発事故による損害なんですよ。だから、既存の考え方を改めない限りは、今までの行政の延長線上として損害賠償を考えようとしていたのでは、これは川俣町の、ましてや川俣町で農業をやっている部分では、飯米農家なんというのは比較的多いわけでしょう。飯米農家からたまたまおら家では毎年2俵ずつ買っているんだなのなんだのという、こういう部分がいっぱいあるわけですから、これは農協ではつかめないんですよね。だから、そういうものまでちゃんと全面的につかむんだという体制を取る、本当に住民のすべての損害を賠償させるんだという立場に立てるかどうかが。今までの議論の中では、到底そういう問題については考え及んでいないんじゃないかと思うんで、その辺の私が主張しているのは、原発事故が起こったことによって、あらゆる被害を被っている。これすべてを損害賠償として請求するんだという、こういう立場で考えに立てるかどうかが、その辺の問題についてお尋ねしておきたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町の方で設定する窓口の考え方としまして、1つには被災の方への賠償の支払いが円滑に実施されるようにということが大きな課題としてございますけれども、また、ただいまもご意見等を賜りましたが、例えば避難されている方とか団体に属さない方、単独で請求を行うというふうなことで考え方を示している方等もいらっし

やいますので、そういった方へきちんと情報提供しながら、請求手続きがきちんとできるように支援するような業務ということでも町の方の窓口の設定の中では考えておりますので、そんなことできちっと周知をしながら、請求の支援をしてまいりたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） これは日本一の企業を相手にこれ損害賠償するわけですから、東電としてはとにかく支払わないということを基本に今、進めているわけでしょう。大体世の中でないわけですよ、100万円仮払いしてさあ出て行けど、こんなことは恐らく今までの日本の中では起こったことがないでしょう。家も何も土地も畑も全部捨てて100万円の仮払いくれるんだからさあ出て行けど。こんなことは、いまだかつてない。こういう横暴な姿勢を取っている企業を相手に、個人で請求するだのなんだのといって、物事は通るかと言ったら、そんなことはあり得ませんよ。だから、私はこれ相談窓口というのではなくて、相談したら即、住民の損害であれば、東電にまとめて町として請求をするという窓口を開いてくれということなんです。これは損害額というのは、これは1万円でも5,000円でもあるわけですよ。しかし、何にも悪いことをしていなくて損害を被っているわけですから、泣き寝入りする理由は何もないんですよ、町民には。だからどんな少額であっても、ちゃんと補償させるというのが、やはり町民が被った損害を補償させるというのは、これは自治体としてはやっぱり当然だと思うんですね。だから、そういう少額であっても全部町としてまとめて、そして請求をすると。支払いがない場合は、顧問弁護士まで抱えているわけですから、川俣町は。顧問弁護士を使ってでも、やはり裁判でもなんでもやって、やっぱり損害は補わせるんだという立場に立たないと、単に相談して、これで請求してください。確かに東電ではあるでしょう。インターネットで請求があれば出してくださいと。一人一人出したって、これフォローできるんですか。支払う気がないからあんなことやっているんですよ。だから、それ小さな損害であっても、川俣町として何億円だとまとめて、それで請求の窓口の先頭にはやはり町長が立つということをやらなければ、これは到底住民の損害を補償させるなどということはできないんですよ。これは、東海であったあの原発事故の経験を見てもほとんど払われていないんですよ。だから、私はこの町がちゃんと窓口を開いて、小さな損害でも全部持ち寄って、みんなで町ぐるみでやはり東電に請求をして賠償させようという、こういうことの立場に立たないと、これは解決しないだろうと思うので、既存の考え方を全く捨てて、原発被害に対する補償制度などというのは全くないんですよ。今、東電が盛んに言っているのは、現場へ審査会が報酬を出したら払います。審査会というのは、あれは争いが起こったときの調停機関ですからね。調停機関が方針出すのを待っていたんでは、払わないということでしょう。そうでなく、すべては請求あったものは払うというのが基本なんです。だからそういう立場に立たせられるかどうかというのは、やはり総力をもってかかれ

る町当局にきりないと。だから、相談窓口、請求窓口をちゃんと開いてくれということで私は求めているわけですので、そういう点について考えをお知らせください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、遠藤議員からの質問ありましたけれども、農家の皆さん方も含めてですね、まずは基本的には、これは各団体がやるということでやっています。足りないところをやるわけでも、農協のまとめるそれぞれ知っているところでみんなグループはグループで行っています。具体的に申し上げますと、花は花のグループでも請求しております。また、JAはJAで皆さんに声をかけております。しかし、そこで救われない方がいるんですよ。そのために私はやっつけよう。窓口を設けようと。今、質問ありましたように、それを個々にやるかどうかについては、例えば1反歩8万円だと、合わせて16万円ですと。そんなこと個人でやっただけはあれだと思います。ですから、そういったことをしっかりと受け止めて、町としてまとめるための窓口と、それも当然考えなくちゃならないと思っています。個々で出してやっただけ質問にあるとおり、ぶん投げておかれるかもしれません。そういったことにならないように私どもは町でやっていきたい。ですから、弁護士という言葉先ほど使いましたけれども、そういったことも含めて、全く質問にあるようなことは、我々も危惧していることですので、とにかくこういことで窓口を設けてやっていくこととお知らせをして、そして、それをお受けしながら、細かくしていきたい。今も県の会議等でも話をしたんでありますけれども、いわゆる細かいところについてのそういった飯米農家も含めて、そういったところは農協でも扱わないんじゃないかと。それらをしっかりとじゃ1反歩いくらかということをもまず検討して、その委員会の中で基準を示してくださいと。コシヒカリとかいろいろ種類あると思いますし、地域でもいろいろあるかと思っています。これは川俣だけではないんでありますので、ですから1反歩ここではいくらだと、作るにはなんぼかかるんだということを示したものをきちんと今度我々が今度それを県の標準であれば、それを町民の皆さんにお示しをしてとりまとめて、そして出してやるというようなことのやり方についても、県の方には申し上げているんでありますけれども、そういう今、質問にありますようなことは、全くそういうことでありますので、我々もそういうことはしっかりと受け止めて、やっぱりやっつけいかななくちゃならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あのどうも県・国、これは悪い言葉を使えば加害者なんですよ。県も原発を推進した。国も東電の原発を推進してきた。だから、一緒になって被害総額をどれだけ少なくするかということで、県がいち早く30キロの線を引いたわけでしょう。30キロ以外は補償しませんよと。だから、川俣は30キロ離れているんですよ。県が線引きして義援金の支給だってなんだって30キロ、そんな放射線の被害そんなことで間に合うのかと言っている矢先に、30キロはみ出したから山木屋みたく計画的避難、それでも間に合わなくて、また、伊達やなんかも

出てくるわけでしょ。だから、我々は原発被害については線引きを設けないで、すべて補償させろというのが我々の主張なんですよ。これ当たり前なんですよ。そんな毒をまいてね、平気でいられたんではたまらないわけですよ。だから、国や県、それを活用するのは大いに結構です。しかし、町の損害がいくらなのかということをもっと掴まないと。例えば、稲作だって今年は放射線やなんか心配だからと言って、田植えしない農家がたくさんあるんですよ、何件かは。作ったって仕方ないとなれば、買って食った方がいいという小さい農家もある。しかし、そういう農家まで含めてですよ、町が農業問題だけじゃないですよ、農業を例に取れば、じゃ例えば川俣町のだれさんは田んぼ何反歩持っている。畑は何反歩持っている。全部分かるんですよ。農業委員会で全部調べているわけですから、遊休地まで分かるんですよ。遊休地だの請求するのはちょっと無理だべということまでちゃんと出せるんですよ。具体的な資料をもって、町全体の損害をきちんと把握できるのは町きりないんですよ。個人個人でやるとかなんかといったって、それは無理です。だから、そういうところまで含めて、まず、町として損害はこれだけです。さあこの損害を支払わせるために県は協力してくださいよ、国は協力してくださいよという姿勢に立たなければ、国だって県だって結局今の姿勢からいけば、東電が払いようなかったら国が払うということでしょう。彼らは値切るだけ値切りますよ。これでは、住民の被害を総額払わせるという姿勢は取れないと思うんです。だから、さっきも言ったように、原発問題というのは、今までの従来の訴訟やなんかとは全然違うんですから、これは頭をみんなで切り換えて取り組もうじゃないですかと言ったのは、それなんですよ。だから、そういう点で国や県でなくて、まず町は町独自で損害額をまとめる。そのためには確かに今、職員の皆さんの力だけでは大変だと思うんです。だから、例えば今まで役場に居たOBの皆さんの力やなんかをももらってですね、協力ももらって、そしてやるほかないだろうなというふうに私は考えているわけなんですよ。そういう点での考えはどうなのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 国、県に頼っているという意味ではないんですよ、私が言っているのは。町は町でやっていくといったうえでの国・県の方と、ということですね。福島県も福島県知事を本部長としてやるわけです。それには今度は町、いろいろな市町村単独ではなくて全県、いわゆる関係市町村と言っていたのは、原発地域とか計画避難とかだったんですね。それはだめだと、今、質問の趣旨にもありますように、もっともっと広く被害があるわけだと。そういうことを考えれば、県内の全部の市町村が入るべきだということで、今度新たに全部を入れることになりました。そしてまた、関係する団体をもっと増やして100団体ほどになるのですが、その中で今回、この連絡会議を再編成することになったわけでありまして、ですから、そういう場合も我々は最大限活用していきたい。そんなことで訴えていきたい。町の持ったものは訴えてこうだということをやっていききたいという意味で申し上げました。また、質問にありますように、これは町で農家台帳やなんかあります

から計算できるわけでありまして。当然です。そういったことはしっかりとやって、町としての考えをもってやっていくべきだということはそういうことでもありますので、私どももそのようなことについては、一番基礎的なものであるわけでありまして、十分対応できるわけでありましてから、そういったことを踏まえながら、よく内容も吟味し、いろいろと町としての関係する機関等は、町としての声を出しながらですねまとめながら、それは町単独であれば単独でいいし、また、県でまとめるならまとめるでいいし、そんなことで今回は本当に対応していかないと、なかなか声は届かないんじゃないかという思いも一方ではありますので、ただ、基本的なことは町でありますので、そのことだけは十分承知したうえで取組んでまいりますので、また、役場の職員等のOBも、これはもう長年のベテランもおるわけでありましてから、そういった皆さん方のお力も借りてやっていただきながら、職員はもちろん入るんでありますけれども、なかなか今の状況の中では職員だけでは足りないのが現状でありますので、その辺もご理解をいただきながら体制の強化を図って取組んでいく考えでありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 町は町としてきちっと集計すると、OBの力も借りてやるんだという答弁ですから、私はそれで是非細かいところまでちゃん取りまとめをして、町独自の請求をやっぱりまとめてもらいたい。これOBの力を借りるというのも、何もOBにただでボランティアでやってくれという必要ないんですよ。こんなことやらなきゃならない、とりまとめをしなくちゃならない原因を作ったのは東電なんですから、これも含めて東電に請求するというのが健全です。だから、これはすべて原因者負担ということになれば、これは賃金やなんかまで全部ね、これは当然請求するべきものですから、そういう点でOBの皆さんやなんかにも必要な報酬も払いながら協力してもらおうという立場に立つことは当然だろうと思っているわけです。

それで、あとは2つ目の問題なんですけど、川俣の自主避難やなんかの正確な数字というのは、これ17世帯26人ということのようではありますが、これで本当なのかなという、私はちょっと疑問を持つわけです。だから、これは例えば行政ですから、例えば3月11日以降、町を離れた人何人いるのかということで、1,000人とはいないわけですから、これを精査していけば、大体は分かるわけでしょう。そういう掘み方をちゃんとやっぱりやる必要があるんじゃないかと思うんですね。本人が登録しないから、数字に載っていないから、それでということでは、これはあまり冷たすぎると思うんですよ。例えば私もたくさん知っていますよ。避難した、あの爆発した直前に川俣を避難した人。けども、おれはあのとき避難したんだと胸を張って言っている人はいないんですよ、だれも。だから、避難したって、そっとおとなしくしているというのが大半なんですよ。そういう苦勞、その気苦勞だけでもやっぱりもっと救済してやらなくちゃならないだろう。だから、それをちゃんとやっぱり行政として正確につかんで、そこにやっぱり被災証明なり何なり届ける

ということをこれは是非やってもらいたいと思うんですよ。もちろんこれ20世帯きりがないわけですから、この人たちとはやはりちゃんと連絡を取って、それで安心なのかどうなのか。これを避難民としてちゃんと避難者として自治体で受けているのかどうなのかもちゃんと点検しておかないと、これはだめだろうと思うんですね。たまたま小豆島に行った伊波さんみたいなのは新聞で盛んに出てくるんで我々でも分かるわけですが、それ以外ほとんど分からないですよ。だから、そういう点でもうちょっとやはり今までの住民に対する心遣いというのは、あってもいいんじゃないかというふうに思うわけです。その点についてどういうふうに考えているのかお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁を申し上げます。

お質しのように、本町から自主的に避難されている方や他市町村から本町に避難されている方の状況把握のためにも情報を集約する必要があると考えております。本町に住所を置かない避難者の情報なども、今後、集約してとりまとめる必要がございますので、今後とも広報、それからホームページ、行政区長、行政連絡員の皆様のご協力をいただきながら、可能な限り避難者の情報を得られるようにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 何と云うのかな、私も行政の素人だから分からないんですが、何かを調査するというと、いわゆる民生委員だとかなんとかということをするわけですが、今、行政の中には住民台帳やなんか全部あるわけでしょ。例えば住所移動した人が何人いるかというのは、すぐ一覧で分かるわけでしょ。我々はもちろんこれは見ることはできませんが、ちゃんときちっと守秘義務を負っている町職員の皆さんは、それを見ることができるんですよ。そして、3月11日以降町を出た人が何人いるのか、それはやっぱりつかめるんじゃないかと思うんですよ、すぐに。で、疑問に思ったら地域の民生委員さんや行政区長さんと相談して、そうすればちゃんと正確な数字はそんなに時間かからなくてもつかめるはずなんです。これは、私は行政の素人ですから分からないんですが、今、コンピュータ開けば全部出てくるでしょ。3月11日から今で見れば100日ですよ。100日過ぎて川俣にいない人どのくらいあるのかということは出てくるわけですから、それをちゃんとあと行政区長さんやなんかをお尋ねして歩けばつかめるわけですから、せめて今まで川俣に住民としていた人たちがどこに行っているのか100日も分からないでいるような、そういうことのないようには是非していただきたいと思うんですよ。

それから、これはある面ではもっと深刻な問題に発展しかねないんですが、他町からの避難者ね、この他町からの避難者については特異な事情ですので、恐らく住所やなんか持ってこない人も相当いるんだと思うんです。まあ川俣の住民になった人だとすれば、それはすぐにも行政の手でいろんな手だてが打てるんですが、住

所も何も移動しないで、ただ川俣に住み着いたという人は、それも含めてなのか638人というのは。その辺をやっぱり正確につかんでおかないと、これ万一私はそういうことにならないことを願っていますが、原発が再爆発したときの避難やなんかは取り残されちゃいますよ、全然。だから、住所を持っていようが持っていないが、川俣にやっぱり住んでいる人については、ちゃんとつかんでおく必要はあると思うし、また、この避難者に対して、じゃ町でできる救援はどういう手だてが取れるのか、これも含めた対策を取らなくちゃならないと思うんですね。確かに原発爆発して6,000人も来た。そのときはワイワイワイとやったけども、今、平常時でこうやって住んでいる。あのときは対応したけども、平常時は対応しないというわけにいかないと思うんですよ、避難しているわけですから。これについてはどういうふうに考えているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ただいま質問にありましてとおり、皆さんが住民票を避難元に残したままの移動でありますので、なかなか把握ができないという答弁でありました。本町に住所を置かない方の避難者の情報につきましては、先ほど申し上げましたとおり、あらゆる手段を使いながら、可能な限り避難者の情報を得られるように、今後、対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 特異な事情だということは私も分かるんですが、ただね、町の秩序を守ることやなんかという点では、今、この状態を放置しておくわけにいかないと思うんですね。例えばごみ出しの問題や何か見ても全くばらばらですよ、今ね。だって、町にごみ出す日、他の町村の人も川俣のごみ出す日、この地域はどこだなどというのは分からないで来るわけですから。だから、燃えるごみの日に燃えないごみだろうがなんだろうが全部がさっと今、出ているんですよ、ごみ集積所に行くと。そういう実態をこれは是正していかなくちゃならないと思うんですよ。そのルールやなんかもちゃんと教えるためにも、これはどうしてもつかまなくちゃならないですよ、町の秩序を守るためには。だって、これだって恐らく結構日にちかかってきているんですよ。2か月くらいは経っているんですよ。山木屋の避難地域が出たときにも空き家だと思って聞きにいったらば、みんな入っていたわけですから。恐らく2か月くらい経っているんですよ。けども、いまだにつかめないという実態はね、これは町の秩序を守る、まちづくりを進めるうえでも非常に大きな障害になってくるのではないかと思うんですね。少なくとも今つかんでいるだけで638人がいるとなれば、これはそんなにのんびりはしてはられないんじゃないかと思うんですよ。万一のこと考えたらば、いち早く年配者やなんかはいるとすれば、いち早くやっぱり支援の手を差し伸べなくちゃならない場合だってあるんですよ。これから熱中症で倒れてたのを知らなかったんだとか、隣近所みんなだれも知らない人だったんだということにもなりかねませんよ。これは都会のど真ん

中はよくそういうことあるけれども、少なくとも川俣町でそういうことだけは起こしたくないなと思うんです。そのためには、やはりこの避難してきた人やなんかについては、行政区長さんやなんかがちゃんとつかめるという状態にまでは、やっぱり行政の手でやっておかなくちゃならないんじゃないかと思うので、その辺の今後やりますということでもう事故から100日も過ぎて、普通仏様なら百か日やって大体整理つくんだよね。だから、やっぱりもうそんなのんびりしていられる状態ではないと思うし、確かにいろいろ今、仕事が多くて大変だと思うんですよ。そのためにやっぱりどういう手だてを取れば、そういうものを解消できるのかをやっぱり打ち出してもらう必要があるんじゃないかと思うんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ただいまご指摘ありましたとおり、そういった対応に向けまして、早速でありますけれども、本日の町広報の金曜版におきましても、町長から町内の各行政区長、行政連絡員の皆さんに、こういった全国避難者情報システムへの登録の案内ということで依頼も申し上げておりますし、そういった中で今後、速やかに対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私が質問しているのは、川俣に避難してきた人、全国に登録しろという趣旨ではないんですよ。せめて行政の範囲内、行政区の範囲内に来た人ぐらいはちゃんとつかむ必要あるんじゃないですかということなんですよ。もし、年配者やなんか1人暮らしやなんかで暮らしているとすれば、それは隣組として、隣近所として、やはり熱中症やなんかこれから今、盛んに問題になっている中で、これはたまには顔を出すとかなんかということをやらないと、問題が起こってからでは手の打ちようがないでしょう。そういう心配があるから、何もインターネットに登録しろなどということは、私は望んでいないんです。ただ、町としてどうつかむのかということをやちょっと手だてが必要なんじゃないですかということなんですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

まず、全国避難者情報システムでありますけれども、これを整備することによって、いわゆる避難先、避難元の関係で、住民登録をしなくともサービスを受けられる。そういう体制を確立しようということで、今度総務省の方に要望したわけです。私どもは、多くは町内で山木屋の皆さん方ありますけれども、今回、被災されて移動されてたくさんばらばらになっているわけです今でも。ですから、例えば飯舘村さんだって川俣にもいるし、いろいろいるわけですが、そこはじゃ役場どこに置くかということ、飯舘から出なくちゃなりませんから、今度飯野でありますけれども、そこでは全部把握しきれないわけですね。ですから、じゃ川俣にいる人は川俣の行政サービスも受けられる。そういうようなことを避難先ですね、避難元は向こ

うですけども、そういうことの連携を取ろうということで、今回、国の方に申し上げてきた中でやってシステムでありまして、今、稼働してそれに動いているわけですが、そういうことで、とにかくばらばらにならないように把握していきたいということでやった制度でありますから、これはこれでこれからも取組んでまいります。

ただ、もう1点ですね、今、質問ありますように、それだけじゃなくて、私も今のような質問のことについては思っていることがありまして、隣にだれが来ているのか、そういったことについても十分把握しておかなくちゃならないと思っています。ごみのいろんな問題、あるいは犬を飼ったりする問題もございますから、そういった意味では、具体的には飯舘村から今回ここで数字は出ておりますけども、話していると川俣に600何十名行っているわけですね。それを役場で把握しているかもしれません。その情報は、役場から我々がいただいてこうだということを私どもも福島に行っている方についてはどこに行っていると把握しているわけですから、それは福島にお願いするときにはお願いするという、そういうことで把握することがまず大事だと思っています。それによって、例えば浪江町からも把握しているから言ったんであります、小島におられる方も含めてですね。ですから、それは役場の方に確認をしてやると。そして、それでもフォローできない方については、また行政区長さんなりと打ち合わせとして細かくやっていくことが我々も大事だと思っております。ですから、先ほどの課長の方から答弁していますが、そこまでの答弁でなかったかもしれませんが、そういうことで進めることでありますので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。ばらばらになってだれが来ているのか分からなくて、これはまた行政同士でも困りますので、その辺はお互い連携を取ることによって今進めようとして、そしてスタートしたのがこの情報システムでありました。また、それはそれとして、今度は実際にそのやりとりの中で把握していくのも両面からできるわけでありまして、より確実な情報、また、確認できるかと思えますので、ひとつそういうことを我々も取組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） だから、全国に登録するのは、それはそれでいいんですよ。しかし、やっぱりせめて隣近所くらいは、避難してきているんだとすれば、それは分かっていないと困る場合もあるだろう。今、まあプライバシーやなんかということの難しいこと今はいろいろありますから確かに大変なんですよ。例えば全然知らないところには、あんたどっから来たんだいなんて、余計な事を聞くなと言われてれば、それで終わりです。だから、これ行政なり何なりでやらないと、これつかめない問題なんですよ。だから、そういう点では是非600何人も来ててね川俣に入っていると、この実態やっぱりもっと大きいんでしょう。飯舘600人も来ているとなれば、恐らく700人かそこら川俣の人口が増えているわけでしょうから。それはちゃんとつかんで、せめて町の広報ぐらいいは配れるようにするとかね、なんかとい

うことの手立てを是非取っていただきたいということをお願いしたいと思う次第であります。私の質問は、これで終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で14番議員の質問は終結いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。明日25日は土曜日、26日は日曜日のため、休会いたします。27日月曜日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後4時20分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 高橋道弘

同 署名議員 高橋真一郎